富谷市教育振興基本計画

パブリックコメント案

平成 29 年 12 月

富谷市教育委員会

目次

第1章　計画の基本事項....................................1

1-1　計画策定の趣旨..1
1-2　計画の位置付け..2
1-3　計画期間 3
1-4　計画の策定体制..4
（1）策定組織 4
（2）アンケートによる意見収集..................................5
（3）計画策定ステップ..6
1-5　計画の背景（国、県の動き） 7
（1）教育基本法の改正..7
（2）国の教育指針..8
（3）教育改革の取り組み..9
（4）スポーツ立国の実現..11
（5）文化芸術立国の実現..12
（6）宮城県の教育施策..13
（7）本市の教育施策..14
1-6　本市の教育にかかる現状....................................16
（1）人口 16
（2）幼児教育 17
（3）学校教育 18
（4）生涯学習 21
（5）芸術・文化..22
（6）スポーツ 23

第2章　教育基本方針....................................24

2-1　教育理念 24
2-2　基本目標・施策体系..26
2-3　推進体制 28
（1）計画の推進方策..28
（2）計画の進行管理..28

第3章　推進施策..29

基本目標1　22世紀の礎を築く　富谷の学校教育..........................29
施策1-1　幼児教育の充実 29
1　新しい幼稚園教育要領を踏まえた特色ある幼児教育の実践............30
2　幼児教育体制の充実..31
3　継続して学び合う力を育成する連携体制の充実......................31

4　子育て家庭への支援の充実.. 32
5　公立幼稚園・私立幼稚園の役割の確立............................... 32
施策 1-2　魅力のある学校づくり 33
1　学校評価を生かした教育課程の編成................................. 34
2　ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進....................... 35
3　学校図書館を活用した読書習慣の形成............................... 36
施策 1-3　学力の定着 37
1　学び合う教師集団の確立と「学び合いの授業」の定着................. 38
2　課題解決的な学習の推進... 39
3　発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施....................... 39
4　情報活用能力の定着... 40
5　学力差をなくす学習環境の推進..................................... 40
施策 1-4　子どもに寄り添う特別支援教育の充実 41
1　一人ひとりのニーズに即した特別支援教育の充実..................... 43
2　障がい児に寄り添うための多様な連携の推進......................... 43
3　障がいに関する理解の普及... 44
施策 1-5　心の豊かさと社会を生き抜く力の定着 45
1　教育活動全領域での効果的な道徳教育の実践......................... 48
2　組織的・計画的な生徒指導による基本的な生活習慣の確立............. 48
3　福祉教育の充実... 49
4　環境教育の充実... 49
5　英語教育、国際理解教育の推進..................................... 50
6　ふるさと「富谷」に誇りと愛着を育む教育の推進..................... 50
7　教育相談・就学相談の充実... 51
8　いじめの未然防止と早期解決の体制の充実........................... 51
9　不登校対策への組織的な推進....................................... 52
施策 1-6　健やかな心身の健康づくり 53
1　適切な運動の計画的実践と環境の充実............................... 55
2　学校給食センター（e はーと）を活用し、家庭と連携した食育の充実 ... 56
3　心身の健康指導と生活支援の実施................................... 56
4　発達段階に沿った防犯・防災・安全教育の充実....................... 57
施策 1-7　地域・学校・家庭のつながりの強化 58
1　学社融合・協働による教育活動の推進............................... 61
2　地域の人材を活用した多様な教育プログラムの実践................... 61
3　家庭の教育力を支える環境づくりの推進............................. 62
4　学校評価を活用した地域とともに育つ教育の推進..................... 62
施策 1-8　快適・安全・安心な教育環境の整備 63
1　教育施設・設備の計画的整備....................................... 63
2　学校施設の有効利用と安全管理の徹底............................... 64

3　教材・教具・教育資料の整備 64
4　教職員のＩＣＴ指導力向上 65
5　就園・就学の経済及び生活支援 65
基本目標 2　循環型生涯学習社会の推進 66
施策 2-1　生涯学習推進体制の充実 66
1　生涯学習推進基盤の整備 69
2　コミュニティ活動と生涯学習との連動 70
施策 2-2　公民館活動の充実 71
1　多様な学習講座と事業の展開 72
2　公民館の拠点機能の向上 72
基本目標 3　芸術・文化の継承・創造、文化財の保存・活用 73
施策 3-1　芸術・文化の継承・創造 73
1　郷土の伝統文化の継承 75
2　市民主体の芸術・文化活動の活性化 75
施策 3-2　文化財の保存・活用 76
1　文化財の保存・活用 77
2　文化財保持団体の育成・支援 77
基本目標 4　生涯スポーツの推進 78
施策 4-1　生涯スポーツを楽しむ機会の充実 78
1　健康・体力保持増進活動の充実 80
2　コミュニティスポーツ活動の充実 81
3　みるスポーツ、支えるスポーツの普及 81
施策 4-2　指導体制の充実、競技スポーツの普及 82
1　スポーツ・レクリエーション指導者の充実 83
2　競技スポーツの普及 84
施策 4-3　生涯スポーツを支える体制・環境の充実 85
1　スポーツの拠点施設の充実 86
2　生涯スポーツを支える体制の充実 87

参考資料 88
(1) 富谷市教育振興基本計画策定委員会条例 88
(2) 富谷市教育振興基本計画策定委員会委員 90
(3) 策定経過 90

第１章　計画の基本事項

1-1　計画策定の趣旨

本市は、平成28年10月10日から市制施行という新しいステージを迎え、市民51,591人（平成27年国勢調査）と一緒に「住みたい」「住んでよかった」と思ってもらえるまちを目指し、『住みたくなるまち日本一　～100年間ひとが増え続けるまち　村から町へ町から市へ～』という将来像を定め、新たなまちづくりを進めています。

世界に目を向けると、経済活動のグローバル化（国際化）、地球規模の環境問題の深刻化、人工知能（ＡＩ）やモノのインターネット化（ＩｏＴ）に代表される第4次産業革命の本格化、安全保障の問題等、時代はもの凄い速さで変わり続けています。一方で、わが国の未来には人口減少と高齢化という現実が待ち構えています。

国内外の時代潮流を視野に入れつつ、本市が目指す将来像に向かって力強い歩みを進めるに、まちづくりの礎（いしずえ）となる国内外で活躍する人材の育成、生涯学習の総合的な教育施策の推進が求められています。

こうした認識に立ち、市教育委員会は、教育振興に向けた施策を総合的・計画的に進めるために、地域の実情に応じた基本的な計画である「富谷市教育振興基本計画」（以下、本計画という。）を策定します。

1-2　計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「市町村教育振興基本計画」と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条に基づく「教育大綱」に該当するもので、市政の最上位計画である富谷市総合計画の分野別計画として教育施策のマスタープランに位置付けられます。

本計画は、教育基本法、関連法令、国の次期学習指導要領（注[1]）及び「第3期教育振興基本計画」、宮城県の「第2期宮城県教育振興基本計画」、本市の諸施策との連動を図りながら、実効性の高い教育施策を推進します。

＜計画の位置付け＞

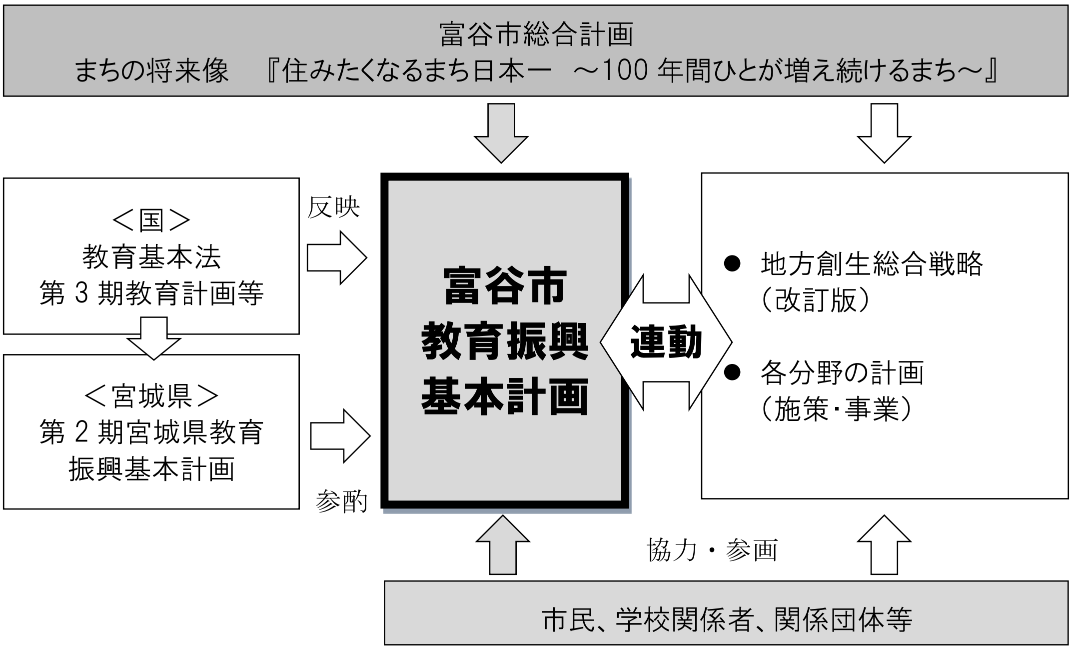

【参考】教育基本法　第17条

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

[1] 次期学習指導要領の開始時期。小学校：平成 32 年 4 月～。中学校：平成 33 年 4 月～。高等学校：平成 34 年度入学生から。幼稚園の新教育要領：平成 30 年 4 月～。特別支援学校の新学習指導要領等：幼稚園、小・中・高等学校に準じる（出典：文部科学省）

1-3　計画期間

本計画は、平成30年度を初年度とする5年間（平成30～34年度）とします。計画最終年度にあたる平成34年度に次期計画を策定する予定です。

ただし、計画期間中でも法制度の大幅な改正や社会動向があった場合は、関係機関と協議の上、必要に応じて見直します。

＜計画期間＞

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
富谷市 富谷市教育振興基本計画 （平成 30～34 年度）	（平成 30～34 年度）								
富谷市総合計画	（平成 28～37 年度）								
国 第 3 期教育振興基本計画	（平成 30～34 年度）								
宮城県 第 2 期宮城県教育振興基本計画	（平成 29～38 年度）								

1-4　計画の策定体制

（1）策定組織

本計画策定にあたり、富谷市教育振興基本計画策定委員会を設置し、また、保護者、学校関係者等の多角的な視点も取り入れる体制を構築し、本市独自の計画を策定します。

＜策定体制＞

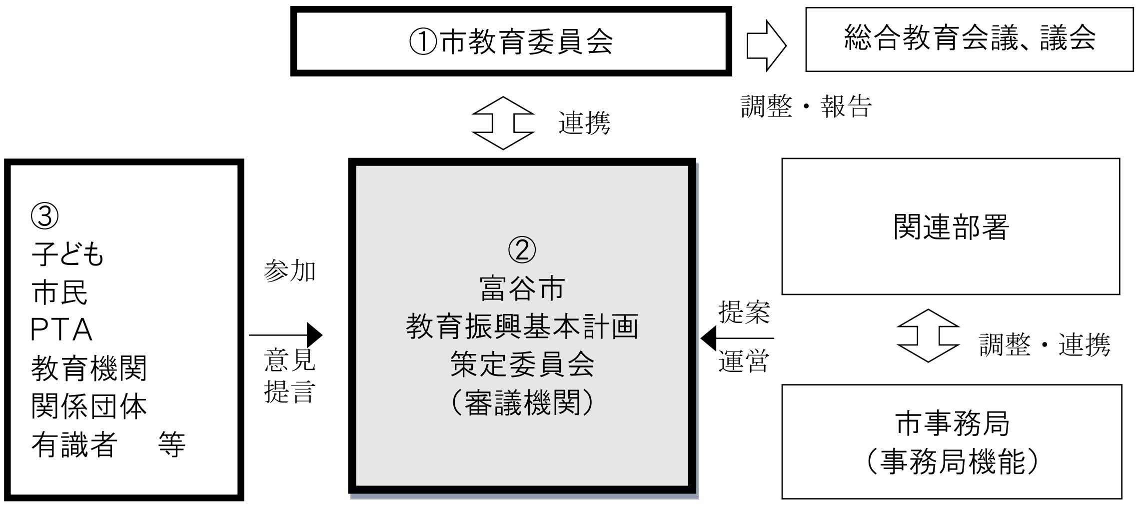

①市教育委員会

本計画の決定機関として、計画策定委員会の提案に基づき、総合教育会議及び議会の意見を踏まえて、本計画を決定します。

なお、事務局は、関連部署と連携して会議運営と庁内調整を行います。

②富谷市教育振興基本計画策定委員会

本計画の審議機関です。学識経験者、学校教育、ＰＴＡ、企業関係者で構成します。市教育委員会から依頼を受け、計画の策定方法や計画内容、推進体制といった計画全般にわたる検討と取りまとめを行い、市教育委員会に計画案として提案します。

③子ども、市民、ＰＴＡ、教育機関、関係団体、有識者等

本計画を推進する主体者、協力者として、計画策定委員会に委員として参加するとともに、アンケート、パブリックコメント等を通じて計画全般への意見、提案をします。

（2）アンケートによる意見収集

下記アンケートを実施し、市民の意識、各主体の意向等を把握し、施策への効果的な反映を行います。

種別	実施方法	調査のねらい
保護者アンケート （実施期間） 平成 29 年 9 月 8 日 ～9 月 25 日	■幼稚園、小学生、中学生の保護者 配付数　回答数（回答率） 幼稚園　130 名　120 名（92.3%） 小学校　271 名　246 名（90.8%） 中学校　171 名　152 名（88.9%） 合計　572 名　525 名（91.8%） ■園・学校を通じた調査票の配付・回収	○　幼稚園及び学校の教育や運営に関する評価、期待等の把握 ○　施策立案、園・学校運営に反映
市民アンケート （実施期間） 平成 29 年 9 月 11 日 ～9 月 28 日	■16～80 歳の市民 配付数　回答数（回答率） 1,400 名　560 名（40.0%） ■調査票の郵送配付・回収	○　生涯学習、スポーツ、文化芸術に関する活動状況や活動への参加意向等の把握 ○　施策立案、各主体の活動方針に反映
関係団体アンケート （実施期間） 平成 29 年 9 月 21 日 ～10 月 10 日	■ＰＴＡ連合会、学校支援地域本部、文化協会、体育協会、地域団体等 回答数　17 団体 ■調査票の郵送配付・回収	○　団体活動の課題、教育施策への期待を把握 ○　団体活動の支援、市教育委員会の役割に反映
教職員アンケート （実施期間） 平成 29 年 9 月 21 日 ～10 月 10 日	■園長・校長、教頭、指導主任、特別支援教育担当、カウンセラー等 回答数　47 名 ■調査票の園・学校への配付・回収	○　園・学校の運営、専門分野の課題、改善点を把握 ○　指導体制、指導方法、地域連携の改善、市教育委員会の役割に反映

（3）計画策定ステップ

Step1 **現状の状況調査**	**①統計データ、関連計画の把握** **②現行の取り組みの状況調査**
Step2 **教育のニーズ、意向の調査**	**ア　保護者アンケート** **イ　市民アンケート**
Step3 **関係者の意向調査**	**ウ　関係団体アンケート** **エ　教職員アンケート**
Step4 **計画内容の立案**	**①計画の全体構成** **②中長期的な動向を踏まえた課題分析、教育方向性の検討** **③教育方針、目標、推進体制の検討** **④推進施策、重点事業、成果指標の検討** **⑤パブリックコメント（計画案に対する意見公募）** **⑥計画最終案の決定**
Step5 **計画決定**	**市教育委員会において計画決定（統合教育会議と調整）** 市民、地域、議会、関係及び団体への公表
Step6 **計画の推進・実践**	（平成 30 年度～） **各主体で計画の実践** （幼稚園・学校、市民、地域、関係機関・団体、市教育委員会等）

1-5　計画の背景（国、県の動き）

（1）教育基本法の改正

平成18年、教育基本法（平成18年法律第120号）が約60年ぶりに改正されました。

改正された教育基本法に新たに設けられた前文には、「人格の完成」や「個人の尊厳」といった普遍的な理念を継承しつつ、今日に重要と考えられる「公共の精神」「伝統と文化の尊重」等を備えた人間の育成を期すると定められています。

また、生涯学習の理念、国と地方公共団体における教育の機会均等、保護者の家庭教育、学校、家庭及び地域住民等の連携協力、地方公共団体の教育振興基本計画の策定義務等が新たに規定されています。

【参考】教育基本法（平成18年法律第120号）（抜粋）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

第2条　教育の目標

1　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

2　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

3　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条　生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の（新設）人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（2）国の教育指針

教育基本法の第17条に基づき策定した「第1期教育振興基本計画」(計画期間：平成20～24年度)、「第2期教育振興基本計画」(計画期間：平成25～29年度）により、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びを目指す教育施策を進めてきました。

平成30年度からは、平成32年度から順次実施予定の次期学習指導要領（各学校で教育課程を編成する際の基準。約10年毎に改訂）を踏まえ、「第3期教育振興基本計画」(計画期間：平成30～34年度）に基づく取り組みが進められます（中教審平成29年答申予定)。

【参考】第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（要約）

5つの基本方針	新たな取り組み例（抜粋）
1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	○ 学習指導要領の着実な実施 ○ 小中一貫教育の推進 ○ 自己肯定感が低い現状を改善するための環境整備 ○ 規範意識や思いやりの心など、豊かな心の育成 ○ 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実 ○ 体験活動、いじめの問題への対策、人権教育、各学校段階における実践的な職業教育の充実 ○ コミュニティ・スクールの取組の加速 ○ 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の推進
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	○ グローバル人材育成（外国語教育、海外留学促進など） ○ 外国人児童・生徒などへの教育充実 ○ 次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成 ○ ジュニアアスリートの養成
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える	○ 社会人や高齢者の学び直しの推進 ○ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ○ 障害者の生涯学習の推進 ○ 学びを通じた地域づくりの推進
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	○ 幼児教育の段階的無償化の推進など教育費負担軽減 ○ 不登校児童・生徒の教育機会の確保、夜間中学の設置促進 ○ 住民の協力やＩＣＴの活用による原則無料の学習支援
5. 教育政策推進のための基盤を整備する	○ 教職員指導体制・指導環境の整備 ○ 学校現場における業務の適正化の推進 ○ ＩＣＴ環境整備、学校施設の耐震化・老朽化対策 ○ 学校図書館の図書整備・新聞配備・学校司書の配置拡充

出典：中央教育審議会教育振興基本計画部会（第８期～）　第３期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について（報告）（平成 29 年 1 月 19 日）

（3）教育改革の取り組み

□教育委員会制度改革

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これは、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

主な事項

1. 教育行政の責任の明確化

○　教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

○　首長は総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、首長、教育委員会で構成。

○　首長は総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

○　いじめによる自殺の防止等、児童・生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化した。

□教育再生実行会議

閣議決定に基づき、教育再生実行会議（内閣総理大臣開催）が平成25年1月に発足しました。この会議では、21世紀の日本に相応しい教育の再生に向けた提言（教育改革）を行っています。

【参考】教育再生実行会議の提言

第一次提言（平成 25 年 2 月 26 日）	いじめの問題等への対応について
第二次提言（平成 25 年 4 月 15 日）	教育委員会制度等の在り方について
第三次提言（平成 25 年 5 月 28 日）	これからの大学教育等の在り方について
第四次提言（平成 25 年 10 月 31 日）	高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について
第五次提言（平成 25 年 7 月 3 日）	今後の学制等の在り方について
第六次提言（平成 27 年 3 月 4 日）	「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について
第七次提言（平成 27 年 5 月 14 日）	これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について
第八次提言（平成 27 年 7 月 8 日）	教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について
第九次提言（平成 28 年 5 月 20 日）	全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ
第十次提言（平成 29 年 6 月 1 日）	自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上

（4）スポーツ立国の実現

従来のスポーツ振興法に代わり、スポーツ基本法（平成24年法律第78号）が平成23年8月に公布・施行されました。

この法律に基づき、国はスポーツ立国の実現を目指す上での指針として「スポーツ基本計画」（計画期間：平成24～28年度）を策定し、スポーツの意義や価値が広く共有される「新たなスポーツ文化」の確立を進めてきました。平成27年10月1日にはスポーツ行政を一元的に担う「スポーツ庁」（文部科学省の外局）を設置しました。

平成29年度からは「第2期スポーツ基本計画」（計画期間：平成29～33年度）に基づき、平成31年のラグビーワールドカップ開催、平成32年の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動「一億総スポーツ社会」の実現を目指しています。

【参考】第2期スポーツ基本計画のポイント

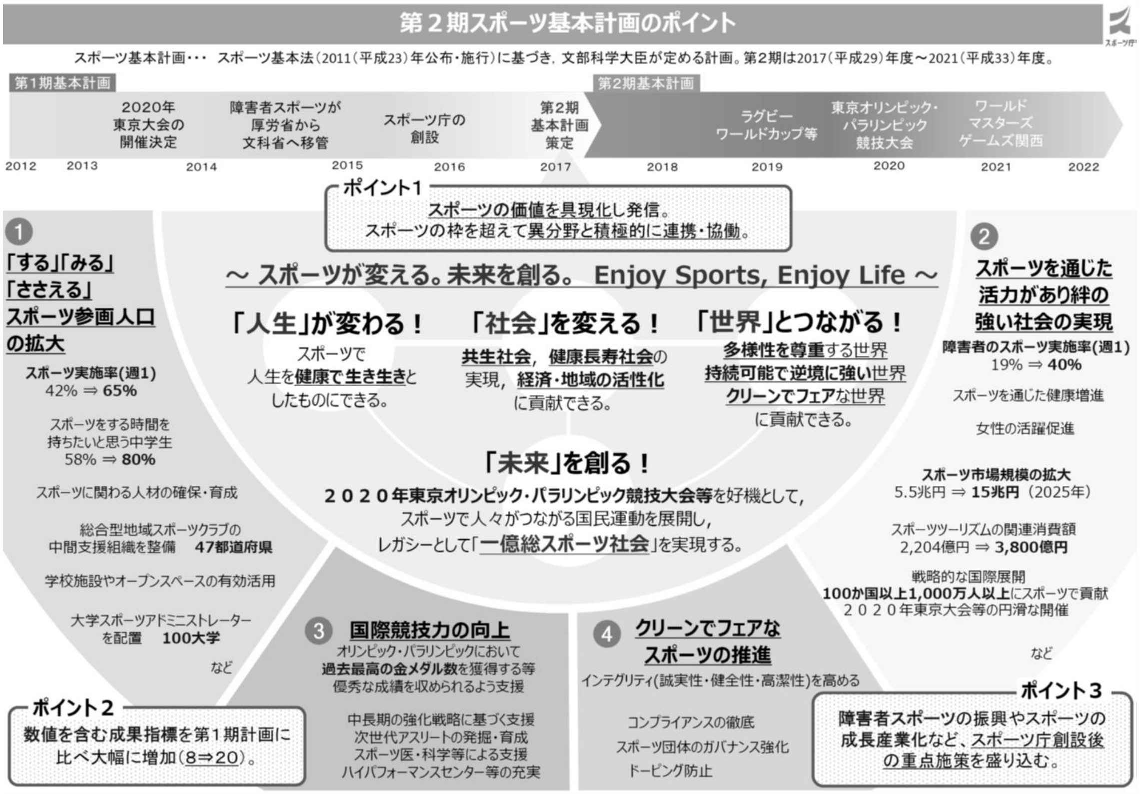

出典：スポーツ庁

（5）文化芸術立国の実現

文化芸術振興基本法（平成13年12月公布・施行）に基づき、国は「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（計画期間：平成27〜32年度）を閣議決定しました。この中で、文化芸術立国に向けた8つの基本理念、5つの重点戦略を示し、文化芸術資源で未来を創ることに取り組んでいます。

また、文化庁は「日本遺産（Japan Heritage）」の認定を開始し、日本各地の風土に根ざした文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図っています。

【参考】文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）のポイント

文化芸術の振興に関する基本的な方針 ―文化芸術資源で未来をつくる―
（第4次基本方針）ポイント

＜今回の改訂のポイント＞
- 対象期間を，2020年度までのおおむね6年間（平成27年度～平成32年度）
- 第3次方針策定時（平成23年2月）以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示（地方創生，2020年東京大会，東日本大震災等）
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】
✔あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加，鑑賞体験ができる機会の提供
✔ 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
✔被災地からは復興の姿を，地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
✔文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合	（2014年1月：50．5%→ 2020年に約6割へ）
地域の文化的環境に対して満足する国民の割合	（2009年11月：52．1%→ 2020年に約6割へ）
寄付活動を行う国民の割合	（2009年11月：9．1% →2020年に倍増へ）
鑑賞活動をする国民の割合	（2009年11月：62．8%→ 2020年に約8割へ）
文化芸術活動をする国民の割合	（2009年11月：23．7%→ 2020年に約4割へ）
訪日外国人旅行者数	（2014年：1，341万4千人→ 2020年に2000万人へ）

出典：文化庁

【参考】日本遺産の概要

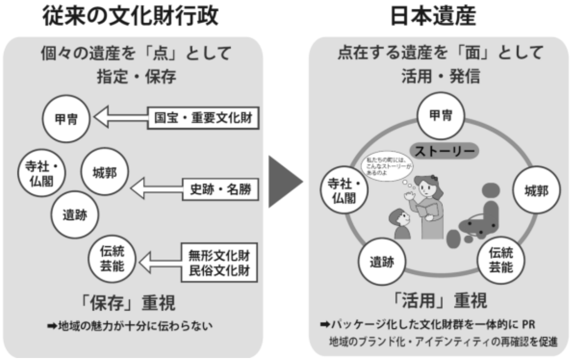

出典：文化庁「日本遺産」パンフレット

（6）宮城県の教育施策

宮城県では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年7月に県知事が策定した「教育等の振興に関する施策の大綱」を踏まえ、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「第2期宮城県教育振興基本計画　～志を育み，復興から未来の創造へ～」（計画期間：平成29～38年度）を策定し、教育施策を進めています。

【参考】第2期宮城県教育振興基本計画の概要

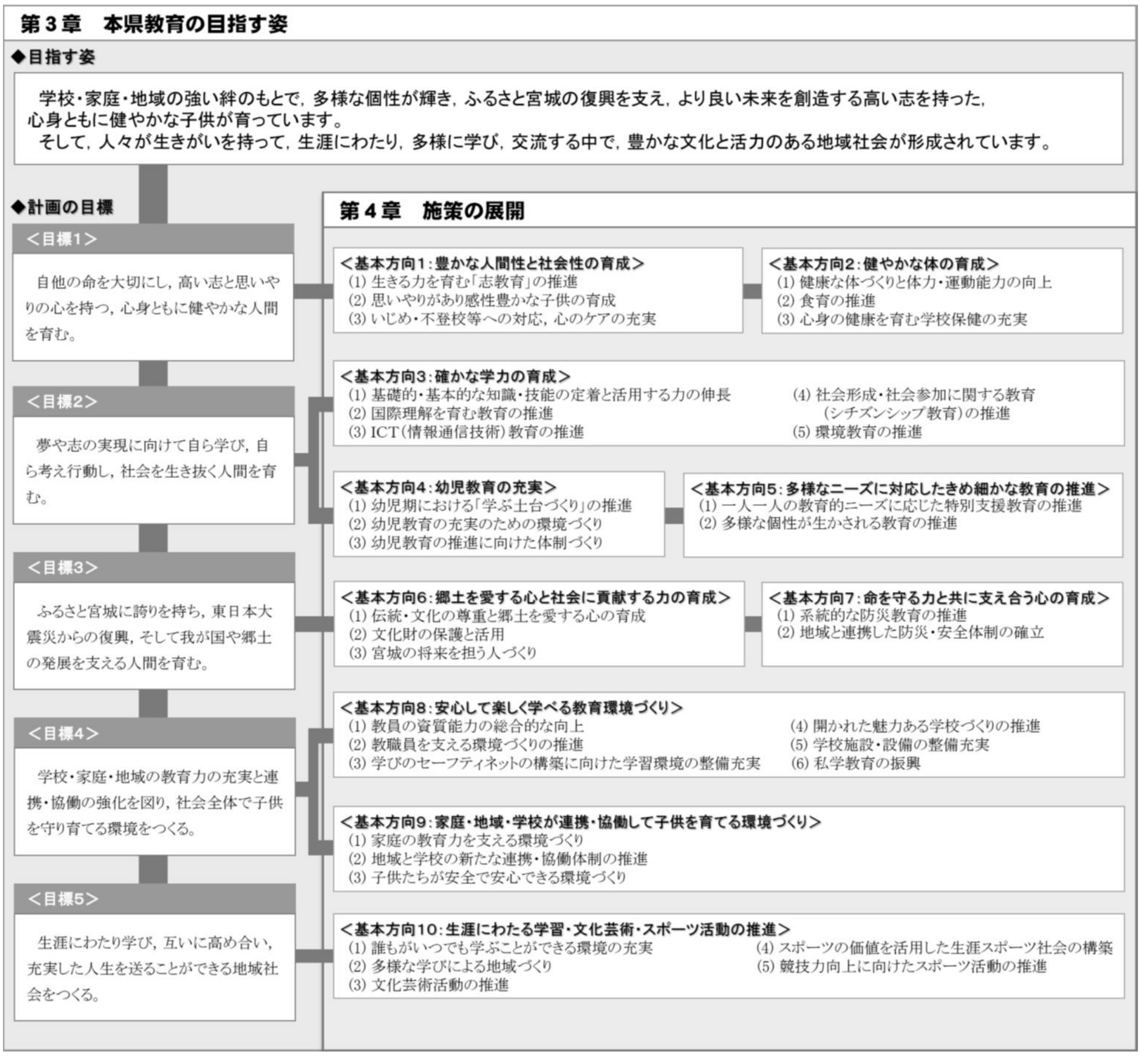

出典：宮城県

（7）本市の教育施策

□教育体制

市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議の設置と、教育大綱の策定（平成27～28年度）を平成27年度に行いました。

また、市教育委員会の事務事業に関する内部評価と外部評価による点検及び評価を平成27年度から毎年度実施しています。

この評価を踏まえ、「富谷市教育基本方針及び重点方針」を毎年度策定し、制度や環境の変化への適切な対応と教育施策の継続性を確保しています。

【参考】教育大綱（平成27～28年度）

基本方針　1
心身ともに健やかで、すぐれた創造力と心ゆたかな人間性を育み、魅力あふれる住みよいまちを目指します。
基本方針　2
あたたかな心でふれあえるまちを次世代に残せるよう、家庭、地域、行政が一丸となり、子どもたちを健やかに育むまちを目指します。
基本目標　1
確かな学力と健やかな心身を育む教育環境と教育活動の推進
基本目標　2
地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる環境づくり

【参考】平成29年度富谷市教育基本方針

〇確かな学力と豊かな心，健やかな身体を育む教育環境の整備と教育活動の推進
〇集い，学び，語り合う生きがいの香が漂う地域社会の創造
〇ともに育む潤いに満ちたふるさとの芸術文化の創造と伝承及び保護
〇やりがいと活力のあるライフスポーツ活動の環境整備と推進

□本計画の範囲

本市の教育施策は、富谷市総合計画の中で、将来像を実現する４本柱（基本方針）のひとつ、「教育と子育て環境を誇るまち！」として位置付けられています。

本計画は、「教育と子育て環境を誇るまち！」のうち、「豊かな教育環境」「あらゆる世代の生涯学習」「伝統文化の未来への継承」を具体的に推進することを目指します。

【参考】富谷市総合計画の4つの基本方針

【基本方針-1】暮らしを自慢できるまち！	
【基本方針-2】教育と子育て環境を誇るまち！	
1 創造性豊かな教育環境のまちを創ります	①豊かな心と健やかな身体を育む教育環境づくり（教育・青少年健全育成） ②国際化・多様化に子どもたちをつなぐ教育環境づくり（教育・国際交流）
2 あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創ります	①生涯にわたって創造性や個性が活きるまちづくり（生涯学習） ②躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり（スポーツ・レクリエーション）
3 伝統と文化を誇れるまちを創ります	① 伝統文化を未来につなぐまちづくり（芸術・文化）
4 地域で子育てを支えるまちを創ります	①“とみやっ子”をみんなで育む環境づくりづくり（子育て支援）
【基本方針-3】元気と温かい心で支えるまち！	
【基本方針-4】市民の思いを協働でつくるまち！	

1-6　本市の教育にかかる現状

（1）人口

国や宮城県の人口は減少局面を迎えていますが、本市の人口は、昭和38年の町制施行から平成28年の市制移行までの約50年間、増加し続けています。

直近10年間でみても、平成17年からの5年間が約5,400人増加、平成22年からの5年間が約4,500人増加であり、増加傾向はやや鈍化しながらも、平成27年国勢調査人口で51,000人台に乗りました。

今後、向こう40年間は人口増加が続く見通しであり、約40年後の平成62～72（2050～2060）年頃の人口は60,000人程度（平成27年の1.16倍）と推計されています。

＜目標人口＞

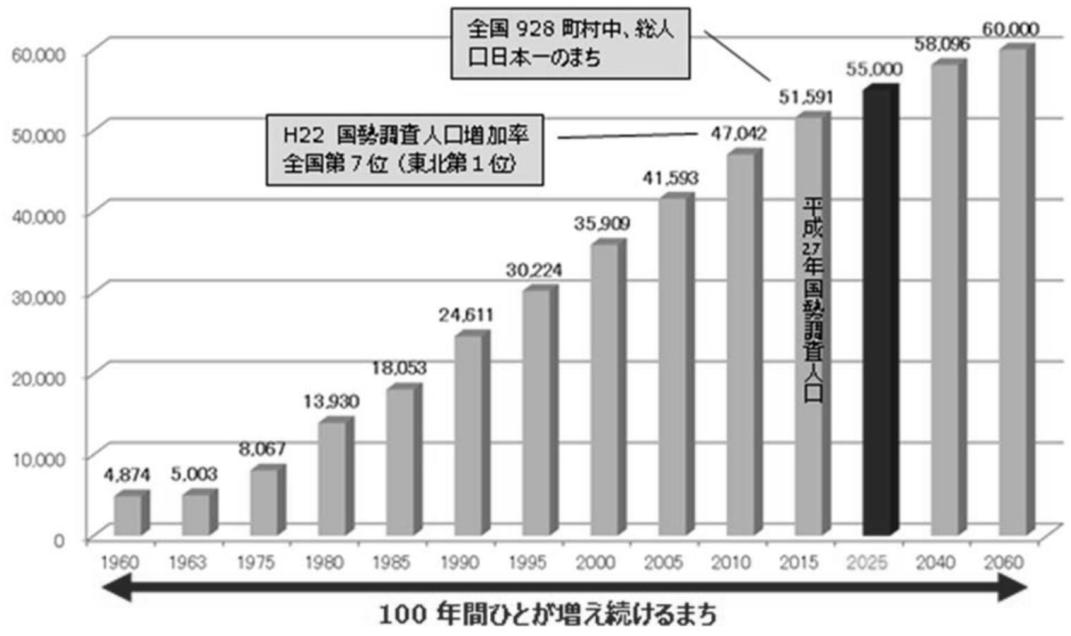

出典：富谷市総合計画

人口増加の一方で、本市の年間出生数は平成21年をピークに減少傾向にあります。

そのため、向こう10年間の年齢別人口推計をみると、年少人口（0～14歳）が約1,000人減少、生産年齢人口（15～64歳）は約1,800人増加、老年人口（65歳以上）は約3,300人増加する見通しであり、少子高齢化が徐々に進むと考えられます。

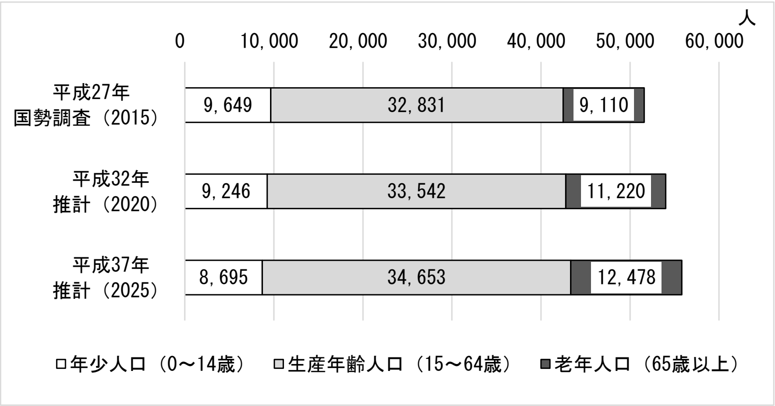

出典：介護保険で厚生労働省が示した本市の人口推計

（2）幼児教育

平成29年5月1日現在、市内には公立幼稚園2園、私立幼稚園3園が設置及び運営されています。5園合計の園児数は平成20～23年は900人台でしたが、平成24年から増加し、平成27年まで1,000人台で推移しています。

平成29年12月より、本市初となる幼保連携型認定こども園「とみや杜の橋こども園」が開園します。

＜園児数の推移＞

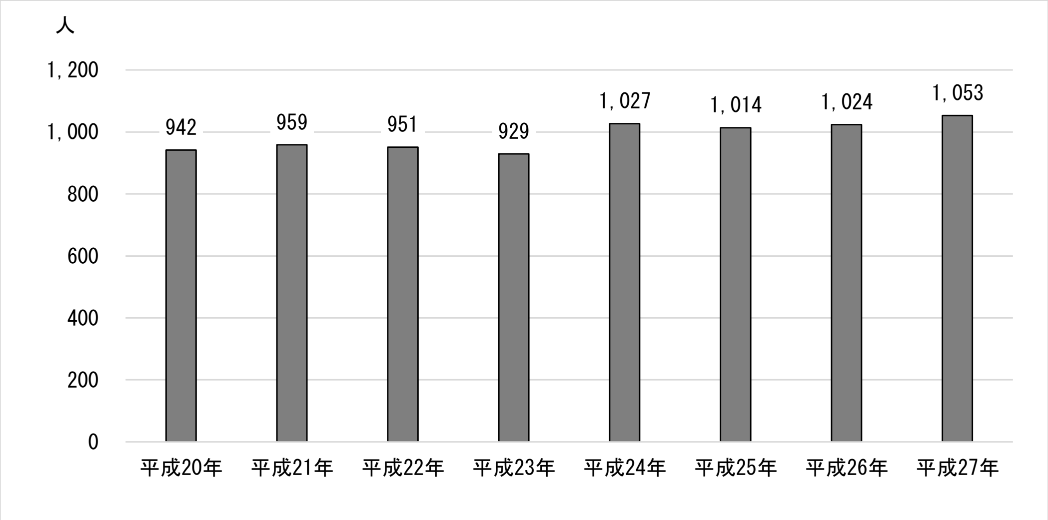

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

＜市内の幼稚園＞

市立	富谷幼稚園
	東向陽台幼稚園
私立	鷹乃杜幼稚園
	成田中央幼稚園
	ひより台幼稚園

出典：教育委員会（平成29年5月1日現在）

公立幼稚園は、富谷幼稚園で3年保育（3歳～5歳児）、東向陽台幼稚園で2年保育（4～5歳児）を行っています。園児数は、富谷幼稚園が100人前後でほぼ横ばい、東向陽台幼稚園は平成27年から30人台で推移しており、定員充足率は50～60%にとどまります。

両園ともに周囲の自然環境や各施設との連携を生かした保育を展開するとともに、市内の小・中学校と同様、ユネスコスクールに平成28年に加盟申請しており、「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を目標に、幼児教育を実践しています。

近年、発達障がい、あるいは発達障がいの可能性のある幼児の入園が増加していることから、特別支援員の配置、こども発達センター等の専門機関と連携しての支援も行っています。

（3）学校教育

平成29年5月1日現在、市内に公立小学校8校、公立中学校5校を設置しています。

小学校8校合計の児童数は、平成20～25年は3,700人台から4,100人台に増加していましたが、平成26年からはほぼ横ばいながら、前年を2年連続で下回っています。

中学校5校合計の生徒数は、平成20年の1,600人台から平成27年の2,100人台まで増加し続けています。

＜児童・生徒数の推移＞

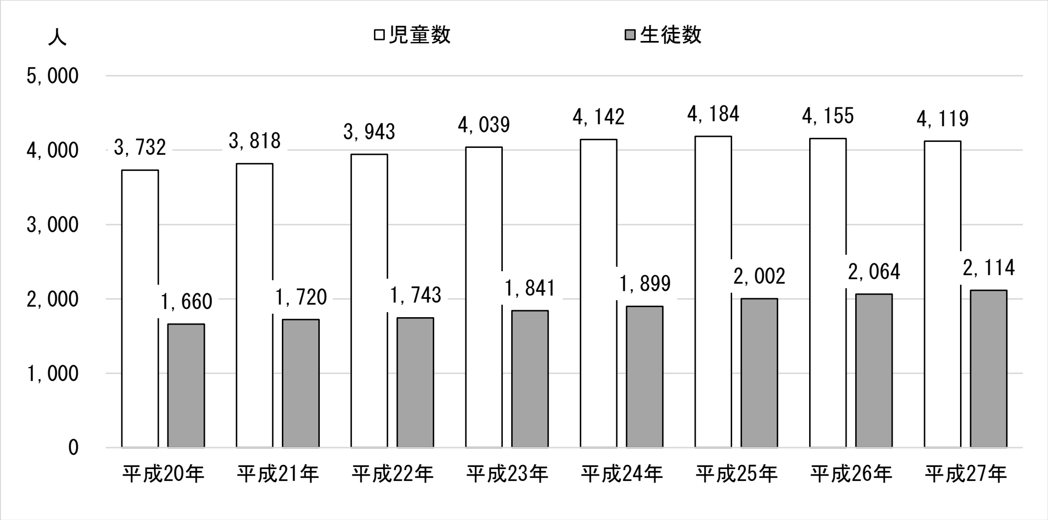

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

＜市内の小・中学校＞

市立小学校	富谷小学校
	富ケ丘小学校
	東向陽台小学校
	あけの平小学校
	日吉台小学校
	成田東小学校
	成田小学校
	明石台小学校
市立中学校	富谷中学校
	富谷第二中学校
	東向陽台中学校
	日吉台中学校
	成田中学校

出典：学校基本調査（平成29年5月1日現在）

教育内容に関する現状は次の通りです。(項目は「平成29年度　富谷市教育基本方針及び重点施策」に基づき掲載)

①確かで魅力のある学校づくり

本市では、独自の学校評価システムを構築し、各小・中学校の特色を生かす教育の実践とその自己評価を通じて、主体的で協働的な学び合いの教育を進めています。

この教育を本市独自の授業スタイルとして定着することを目指し、平成28年度から、「ともに学び合い、訊き(聴き)合う環境」「失敗も認め合い、その経験を次のチャレンジ、次の成長につなげていく環境」を創りだす「学び合いの授業」を、全小・中学校で開始しています。

また、学校教育全体でユネスコ憲章に則るＥＳＤ(持続可能な開発のための教育)を推進し、今日的課題に対応できる教育を実践しています。

さらに、小学校への小学校英語等支援員の配置やユネスコスクール加盟(平成29年9月現在、1校)による英語教育と国際理解を深める体験活動の充実、学力の基礎づくりとして各学校への学校図書館指導員の配置による図書教育の充実に力を入れています。

②確かで力強い学力の定着

教職員自身の学習指導技術の質的向上と学び合う教師集団の確立に向けて、学び合い推進会議の開催、各学校1人1回以上の研究授業の実施、「学びの共同体」の理論を取り入れた授業改善等にも取り組んでいます。

また、ＩＣＴ機器の活用やデジタル教科書による“わかりやすい授業”の実施、特別支援教育支援員の全校配置等、児童・生徒一人ひとりの学習ニーズに対応できる学習指導体制の強化を図っています。

児童・生徒の自ら課題を解決する力の習得に向け、富谷市学校図書館を使った調べる学習コンクールでは、全国大会にも参加しています。

自主的な学習態度の育成と家庭学習の定着を目的に、学び支援コーディネーターによる放課後や長期休業中等での学習会「学び舎ＴＯＭＩＹＡ」(平成28年度から開始)を実施しています。

③確かで思いやりのある社会力の定着

心がかよい合う、園児・児童・生徒の育成を目指し、道徳の年間指導計画の整備、「学びの共同体」の実践による聴き合う関係や失敗も認め合える集団の育成に取り組んでいます。こうした教育活動全領域での道徳教育及び学校いじめ防止基本方針の点検と見直し、ネットトラブルやネットいじめを防ぐＳＮＳ教室や中学生生徒会サミットの実施、いじめ問題対策連絡協議会の開催等を通じて、全国的な社会問題として顕在化している、いじめの未然防止と早期解決に取り組んでいます。

また、教育相談員、教育専門員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒の学校での悩みや家庭環境の問題等を早期に発見・対応する体制を確立しています。

④確かで豊かな心身の健康づくり（体育・健康・安全教育）

園児・児童・生徒の運動習慣の定着を目指し、外遊びの奨励、発達段階に応じた体育的行事の実践、体育科授業の実践を行っています。

食を通した健康教育（食育）として、「はやね、はやおき、朝ごはん」の普及、他団体と連携した食育行事を実施しています。

さらに学校給食センター（eはーと）による安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供と栄養教諭による保健や学級活動での食育授業等も実施しています。

園児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、警察や消防と連携した各種教室・行事、発達段階に応じた防災教育の実施とともに、富谷市青少年健全育成各地区連絡会によるパトロール等の協力を仰ぎ、事故や災害、犯罪から自らの身を守る生涯健康安全教育に取り組んでいます。

⑤確かで安全・安心な教育環境

園児・児童・生徒が質の高い学習のできる適切な教育環境を整備するため、老朽化した校舎の大規模改修や施設の修繕をはじめ、デジタル教科書の導入、パソコン・タブレットの整備、教材・教具・教育資料の購入を計画的に進めています。

学校施設の安全管理と有効利用のため、月1回の学校施設安全点検の実施、社会教育団体への学校開放を行っています。

⑥確かで高め合うつながりの強化（地域・学校・家庭の連携）

本市では、教育活動や学校経営に関する情報発信を積極的に行い、地域・学校・家庭の連携による教育環境の向上に取り組んでいます。

家庭教育の支援に向けて「はやね、はやおき、朝ごはん」の啓発、ＰＴＡ行事や家庭教育講演会を実施しています。

地域の豊富な人材を学校教育に活用するため、中学校区の公民館に学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアと協力して多様な教育プログラム（協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」）を実施しています。

また、教職員が専門分野や趣味・特技を生かして地域講座を開講するティーチャーズスクール、体験活動を中心とする放課後子ども教室（富谷チャレンジキッズ）、人権・福祉・保健・食育の団体の授業活用等も展開しています。

こうした学社融合・協働の活動を含め、各学校の教育活動に関する自己評価、保護者評価、学校関係者評価委員の三者で評価する学校評議員会を開催し、より良い学校教育を地域とともに進めています。

（4）生涯学習

生涯学習の主な活動拠点は、各地域に設置した6つの公民館、西成田コミュニティセンター、総合運動公園、民俗ギャラリー、大黒澤苑及び小・中学校です。

民俗ギャラリーは、平成30年度に富谷しんまち地区に整備される（仮称）富谷まちづくり産業交流プラザ内に移転予定です。

さらに、次の世代へつながる新たな価値を持たせた「次世代型図書館」の整備を進めています。

＜登録サークル数＞

公民館	富谷中央	富ケ丘	東向陽台	あけの平	日吉台	成　田	計
健康・スポーツ	7	17	23	12	20	36	115
教養・趣味	22	17	17	14	15	11	96
その他	2	3	0	2	0	0	7
計	31	37	40	28	35	47	218

出典：生涯学習課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

生涯学習の拠点となる各公民館には、図書室、大ホール、プレイルーム・世代間交流室、会議室、学習室等が併設されています。この機能を活用し、社会教育指導員を中心に、幼児学級や市民ニーズに応じた学習講座の開催、高齢者教育事業の展開、生涯学習の情報提供等、地域性を考慮した公民館運営を、登録サークル、地域の関係機関やボランティアの皆さんと協力して行っています。

生涯学習の活動である中学生・高校生対象のジュニア・リーダー育成事業は、単位子ども会への派遣が増加し、活発になってきています。小学生高学年対象のイン・リーダー研修会も参加者が増え、活動に自主性・協調性・積極性がみられるようになってきています。

子どもたちの居場所づくりとして、地域のボランティアや公民館サークルの協力を得て、放課後子ども教室「富谷チャレンジキッズ」も実施しています。

また、生涯学習と学校教育が連携する学社融合の活動として、各公民館に設置した学校支援地域本部を中心に、協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」を実施しており、市民がボランティアで参加する貴重な機会となっています。

生涯学習の拠点施設では、学びの場、交流の場、憩いの場となる機能の充実、民俗・考古・歴史資料の収集や活用等を行っています。

（5）芸術・文化

本市には富谷の田植踊、榊流永代神楽、天津流南部神楽、代官松、かめ杉等の有形・無形の文化財やしんまち地区の街並み等、歴史的・文化的資源が数多く存在します。

＜指定文化財一覧＞

区　分		種　類	名　称
県指定文化財	有形文化財	考古資料	銅製経筒
	民俗文化財	無形民俗文化財	富谷の田植踊
	記念物	天然記念物	鹿島天足別神社のアカガシ
市指定文化財	有形文化財	彫刻	金竜・牡丹に唐獅子
	有形文化財	彫刻	石像政宗公騎馬姿
	有形文化財	彫刻	薬師如来像・仁王像・十二神将像
	有形文化財	彫刻	大清水の石盥
	民俗文化財	無形民俗文化財	榊流永代神楽
	民俗文化財	無形民俗文化財	天津流南部神楽
	記念物	史跡	亀石
	記念物	天然記念物	代官松
	記念物	天然記念物	かめ杉
	記念物	天然記念物	水芭蕉

出典：富谷市ホームページ「指定文化財一覧」

本市の芸術・文化活動は、富谷市芸術協会と富谷市文化協会を中心に、市民の芸術・文化に対する意識の高揚、各団体・サークルの育成と交流を行っています。また、公民館活動では、芸術・文化関連の学習講座の実施や「小さな小さな美術館」の設置等を行い、地域に根ざした芸術・文化活動のすそ野を広げています。

毎年、芸術・文化イベントとして、とみやマーチングフェスティバル、各公民館まつりを開催しており、市民の芸術・文化意識の啓発、団体同士の交流、練習の成果を発表する機会となっています。

貴重な文化財の保護・活用に向けて、無形民俗文化財保持団体の支援・育成、文化財の調査、適切な管理、音声・映像・写真等での記録保存、文化財パトロール等を行っています。

熊野神社（出典：富谷市ホームページ）

（6）スポーツ

本市では、平成23年度に富谷町スポーツ振興基本計画（計画期間は平成32年度まで）を策定するとともに、スポーツの環境づくりに向けて、総合型地域スポーツクラブ（旧とみやあったかスポーツクラブ）が平成23年4月に設立し、市と地域の連携で生涯スポーツの振興に取り組んできました（市政移行に伴い、一般社団法人とみやスポーツクラブに名称変更）。

近年の市民の健康志向、生活習慣病予防や高齢期の運動器機能向上等へのニーズの高まりに応えるため、トレーニング講習会の実施やトレーニング機器の更新、各種スポーツ教室（平成29年度から、とみやスポーツクラブに委託）を実施しています。

また、市主催のグラウンド・ゴルフ、卓球、バドミントン、バレーボール等の各種大会の開催、年齢や技術に関係なく、誰もが楽しむことのできるニュースポーツの普及に取り組んでいます。

スポーツの環境づくりには欠かせないスポーツ推進委員の養成と資質の向上を図っており、競技スポーツの指導とともに、地域活動、幼稚園・保育所・小・中学校への派遣等により、運動習慣の定着に幅広く活動しています。

学校体育施設の開放、総合運動公園の定期点検や計画的な整備を進め、スポーツ拠点施設の利便性と安全性の向上に努めています。

富谷市総合運動公園（富谷スポーツセンター・富谷武道館）

（出典：富谷市ホームページ）

第 2 章　教育基本方針

2-1　教育理念

学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ施策を包括する本市の教育理念（最も基本となる考え）と、教育の目標として目指す人間像を次のように定めます。

◎教育理念◎

学び合う　高め合う　尊び合う　富谷の教育

～人生 100 年時代の教育環境を目指して～

◎目指す人間像◎

郷土を愛する心、地域や世界で活躍する力で、
「22 世紀の富谷」の礎（いしずえ）をつくる人

教育理念

「学び合う」とは、ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）を基盤として、成功や失敗を糧に学び合う中で子どもたちの自己肯定感を高め、社会を生き抜く力を自ら育むこと、そして、教職員、保護者、地域の大人たちも子どもたちと一緒に成長する、本市独自の「地域とともに育つ」学校教育を大切にします。

「高め合う」とは、地域・学校・家庭の中で、親子同士、友人同士、隣人同士、仲間同士が切磋琢磨しながら、芸術・文化、スポーツ、地域づくり等、様々な活動や交流を通じて視野を広げていく、生涯にわたってお互いに高め合う教育を大切にします。

「尊び合う」とは、グローバル化する時代にあって、郷土を愛し、富谷を誇りにする心を育み、性別、国籍、出自、心身の状況にかかわりなく、一人ひとりの挑戦をみんなで応援する心を育む教育を大切にします。

目指す人間像

郷土の自然・歴史・文化を愛する心を持ち、地域や世界で活躍する市民の力で、本市の次世代を担う人を応援する人間像を表現します。

＜計画全体像＞

◎教育理念◎

学び合う　高め合う　尊び合う　富谷の教育

～人生 100 年時代の教育環境を目指して～

◎目指す人間像◎

郷土を愛する心、地域や世界で活躍する力で、
「22 世紀の富谷」の礎（いしずえ）をつくる人

◎教育の基本目標◎

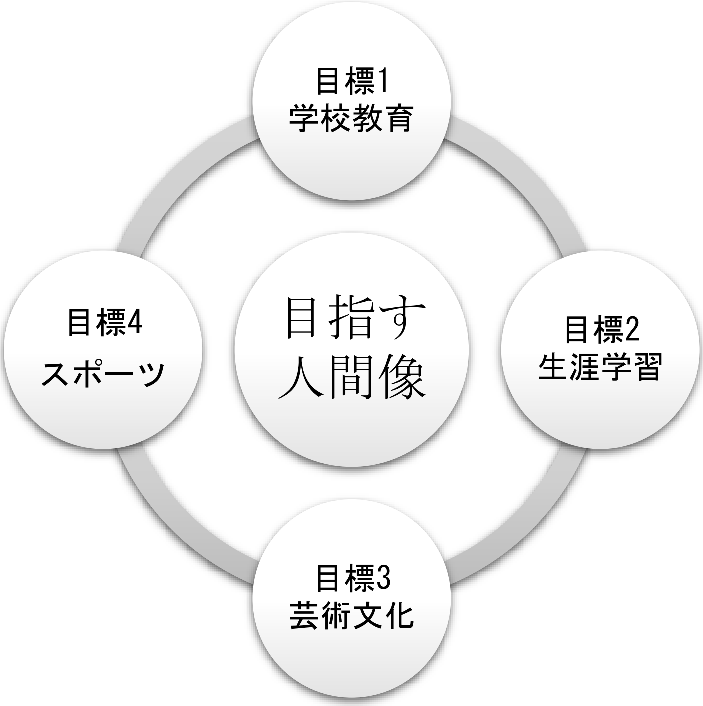

本市で学び、成長し、成人後は市外や国外で暮らしても再び本市に戻り、次代を担う子どもたちを応援する、**人生 100 年時代を念頭に置いた「世代の好循環（サイクル）」**を目指します。

2-2　基本目標・施策体系

基本目標１　22世紀の礎を築く　富谷の学校教育	
施策 1-1 幼児教育の充実	1　新しい幼稚園教育要領を踏まえた特色ある幼児教育の実践
	2　幼児教育体制の充実
	3　継続して学び合う力を育成する連携体制の充実
	4　子育て家庭への支援の充実
	5　公立幼稚園・私立幼稚園の役割の確立
施策 1-2 魅力のある学校づくり	1　学校評価を生かした教育課程の編成
	2　ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進
	3　学校図書館を活用した読書習慣の形成
施策 1-3 学力の定着	1　学び合う教師集団の確立と「学び合いの授業」の定着
	2　課題解決的な学習の推進
	3　発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施
	4　情報活用能力の定着
	5　学力差をなくす学習環境の推進
施策 1-4 子どもに寄り添う特別支援教育の充実	1　一人ひとりのニーズに即した特別支援教育の充実
	2　障がい児に寄り添うための多様な連携の推進
	3　障がいに関する理解の普及
施策 1-5 心の豊かさと社会を生き抜く力の定着	1　教育活動全領域での効果的な道徳教育の実践
	2　組織的・計画的な生徒指導による基本的な生活習慣の確立
	3　福祉教育の充実
	4　環境教育の充実
	5　英語教育、国際理解教育の推進
	6　ふるさと「富谷」に誇りと愛着を育む教育の推進
	7　教育相談・就学相談の充実
	8　いじめの未然防止と早期解決の体制の充実
	9　不登校対策への組織的な推進
施策 1-6 健やかな心身の健康づくり	1　適切な運動の計画的実践と環境の充実
	2　学校給食センター（e はーと）を活用し、家庭と連携した食育の充実
	3　心身の健康指導と生活支援の実施
	4　発達段階に沿った防犯・防災・安全教育の充実

施策 1−7 地域・学校・家庭のつながりの強化	1　学社融合・協働による教育活動の推進
	2　地域の人材を活用した多様な教育プログラムの実践
	3　家庭の教育力を支える環境づくりの推進
	4　学校評価を活用した地域とともに育つ教育の推進
施策 1−8 快適・安全・安心な教育環境の整備	1　教育施設・設備の計画的整備
	2　学校施設の有効利用と安全管理の徹底
	3　教材・教具・教育資料の整備
	4　教職員のＩＣＴ指導力向上
	5　就園・就学の経済及び生活支援
基本目標 2　循環型生涯学習社会の推進	
施策 2−1 生涯学習推進体制の充実	1　生涯学習推進基盤の整備
	2　コミュニティ活動と生涯学習との連動
施策 2−2 公民館活動の充実	1　多様な学習講座と事業の展開
	2　公民館の拠点機能の向上
基本目標 3　芸術・文化の継承・創造、文化財の保存・活用	
施策 3−1 芸術・文化の継承・創造	1　郷土の伝統文化の継承
	2　市民主体の芸術・文化活動の活性化
施策 3−2 文化財の保存・活用	1　文化財の保存・活用
	2　文化財保持団体の育成・支援
基本目標 4　生涯スポーツの推進	
施策 4−1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実	1　健康・体力保持増進活動の充実
	2　コミュニティスポーツ活動の充実
	3　みるスポーツ、支えるスポーツの普及
施策 4−2 指導体制の充実、競技スポーツの普及	1　スポーツ・レクリエーション指導者の充実
	2　競技スポーツの普及
施策 4−3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実	1　スポーツの拠点施設の充実
	2　生涯スポーツを支える体制の充実

2-3　推進体制

（1）計画の推進方策

＜関係部署との連携強化＞

庁内の保健・医療・福祉、社会基盤整備、観光振興、地域活性化等の関係部署との情報共有と職員意識の統一を図り、市教育委員会の主導の下、全庁を挙げて効果的、効率的な教育施策を推進します。

＜市民、地域、関係団体等の理解と意見反映＞

本計画の内容や毎年度の進捗状況について、広報、ホームページ、関係施設、各団体等を通じて周知を図り、計画推進への理解と協力を仰ぎます。

子ども、保護者、学校、教職員、市民、地域、関係団体等から、本市の教育に関する意見をあらゆる機会を通じて継続的に把握し、教育施策の不断の見直しと、効果的、効率的な施策推進に反映します。

＜財源の確保＞

国及び県の制度を適切に活用し、計画の着実な推進に必要な財源の確保に取り組みます。

（2）計画の進行管理

＜市教育委員会事務事業の評価＞

市教育委員会の事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、毎年度、外部有識者を交えて評価します。

評価結果は、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として、本市ホームページで公表します。

＜計画の進捗状況の把握＞

本計画の進捗状況は、毎年度、所管部署において把握し、市教育委員会で計画の進捗状況を取りまとめ、市教育委員会及び総合教育会議に報告するとともに、本市ホームページで公表します。

第３章　推進施策

基本目標１　22世紀の礎を築く　富谷の学校教育

施策1-1　幼児教育の充実

＜現状＞

○　幼児教育は、「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を目標として、自然や地域の環境を生かして特色ある幼児教育を行っています。

○　3年保育の実施、幼保連携型認定こども園「とみや杜の橋こども園」の開園、障がい児保育の実施等、市民の希望に沿った教育体制の構築を進めています。

○　保護者アンケートによる幼稚園の全体的な満足度（満足＋まあまあ満足）は75.8％です（上図)。また、幼稚園の教育やサービスの満足度は全項目で60～80％台であり、中でも「家庭教育への支援」は高く評価されています（下図)。

○　保護者アンケート（自由意見）からは、教職員の意欲や教育環境を評価する一方で、教職員数の充実や教育環境の一層の向上を望む意見も寄せられています。

＜保護者、問19③／幼稚園の満足度＞（単位：％、nは回答者数）

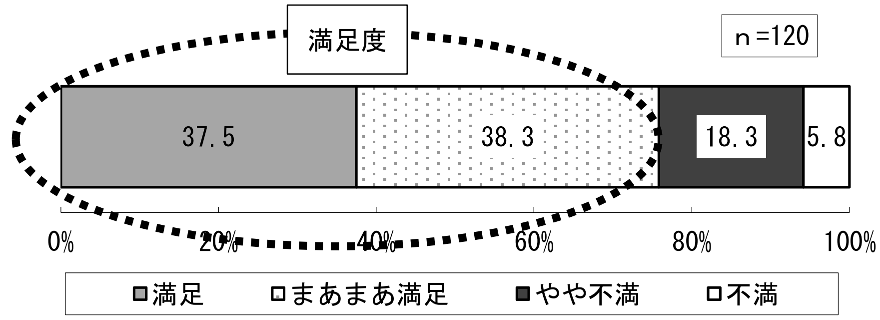

＜保護者、問19⑤／幼稚園の教育やサービスの満足度（満足度順）＞（単位：％）

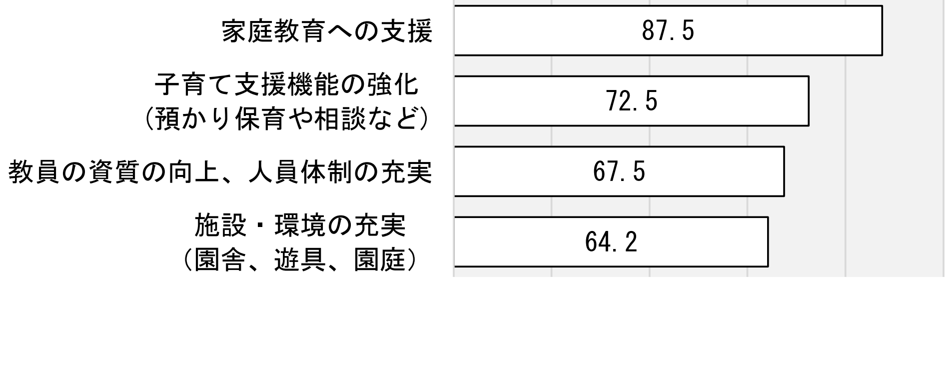

＜今後の課題＞

○　新しい幼稚園教育要領への迅速な対応
○　ユネスコスクールの目的に沿った「豊かな心の育成」「環境共生」に向け、特色ある幼児教育の実践
○　発達障がい、あるいは発達障がいの可能性のある幼児の支援体制の一層の強化、小1プロブレムを解消する幼・保・小連携事業の一層の推進
○　少子化や経済的な問題を抱える子育て家庭の増加等を想定し、園児の家庭に対する教育支援、未就園児を含めた在宅子育て家庭への支援の充実
○　今後の公立幼稚園のあり方の検討
○　教育委員会と私立幼稚園との連携、公立幼稚園・私立幼稚園のそれぞれの役割の確立

＜5年間の推進施策＞

1　新しい幼稚園教育要領を踏まえた特色ある幼児教育の実践

1	新しい幼稚園教育要領を踏まえた特色ある幼児教育の実践	学校教育課（幼稚園）
これまでの主な事業 ●　「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を目標に幼児教育を実施 ●　ユネスコスクールの加盟申請（平成28年度） ●　幼保連携型認定こども園「とみや杜の橋こども園」の開園（平成29年12月）		
5 年間の推進施策 「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を目標に、新しい幼稚園教育要領（平成 30 年度に全面実施）を踏まえた上で、ユネスコスクールの趣旨と各園の自然環境や特色を生かし、「豊かな心の育成」「環境共生」「生涯健康安全教育」を実践します。		
重点事業		
新しい幼稚園教育要領への迅速な対応（平成 30 年度）（新規） 公立幼稚園（2 園）のユネスコスクールへの加盟（推進）		

2　幼児教育体制の充実

2	幼児教育体制の充実	学校教育課（幼稚園）

これまでの主な事業

- 3年保育の実施（富谷幼稚園）
- 障がい児の受け入れ、補助職員の配置

5 年間の推進施策

すべての幼児が希望に沿って教育を受けることのできる幼稚園を目指し、発達障がいや心身の障がい、家庭環境に配慮した支援体制と教育設備を計画的に整備します。

心身の状況や家庭の事情によって通園の難しい幼児が家庭で教育を受けることのできる体制と方法を研究します。

重点事業

子どものニーズに合った職員の配置（推進）

3　継続して学び合う力を育成する連携体制の充実

3	継続して学び合う力を育成する連携体制の充実	学校教育課（幼稚園）

これまでの主な事業

- 幼・保・小連携事業の実施
- 小学校進学に向け、幼稚園におけるアプローチカリキュラム（小学校への円滑な接続を図るためのカリキュラム）の実施

5 年間の推進施策

発達段階を踏まえた学び合う力の育成を継続するため、幼児本人や家庭の視点を重視し、幼・保・小連携事業の一層の充実を図ります。

小学校へのスムーズな移行のため、アプローチカリキュラムの推進を図ります。

重点事業

幼・保・小連携強化のための事業の実施（推進）

4　子育て家庭への支援の充実

4	子育て家庭への支援の充実	学校教育課（幼稚園）

これまでの主な事業

- 就園促進のための各種助成
- 預かり保育の実施
- 施設・設備の改修・更新

5年間の推進施策

公立幼稚園と保健・医療・福祉分野との連携を強化し、未就園児を含め、在宅の子育て家庭への教育支援のあり方を検討します。

幼稚園における預かり保育等の運営、幼児の就園促進のための各種助成、教職員の資質向上のための研修を推進します。

多様化する保育ニーズに対応できる環境づくりと、施設・設備の整備を推進します。

重点事業

子育て家庭への教育支援に向けたのあり方検討、関係機関の連携強化（推進）
利用ニーズに対応する預かり保育の実施（拡充）

5　公立幼稚園・私立幼稚園の役割の確立

5	公立幼稚園・私立幼稚園の役割の確立	教育総務課（幼稚園） 学校教育課

これまでの主な事業

- 市立幼稚園運営審議会を開催、「今後の公立幼稚園のあり方」の検討（平成30年度以降の公立幼稚園の運営形態、施設整備の方針等）

5年間の推進施策

公立幼稚園の効率的な運営を目指し、富谷市立幼稚園運営審議会の答申「今後の公立幼稚園のあり方」（平成29年度）を受けて市の運営方針を決定し、着実に取り組みます。

園児数の 9 割近くが私立幼稚園に通っている現状を踏まえ、市全体の幼児教育の質を高めるため、市教育委員会と私立幼稚園との一層の連携を推進します。

重点事業

幼稚園運営審議会の答申の実行（平成30年度から）（新規）

施策 1-2　魅力のある学校づくり

＜現状＞

○　本市の学校教育は、「確かな学力と健やかな心身を育む教育環境と教育活動の推進」を目標に掲げ、各学校で特色ある教育課程を編成し、児童・生徒が社会をたくましく生き抜く力、自分自身で人生を切り拓く力の育成に取り組んでいます。

○　保護者アンケートによる学校の全体的な満足度（満足＋まあまあ満足）は、小学校が87.8％（上図）、中学校が77.0％（下図）であり、高い評価を得ています。

＜保護者、問 15／小学校の満足度＞（単位：%、n は回答者数）

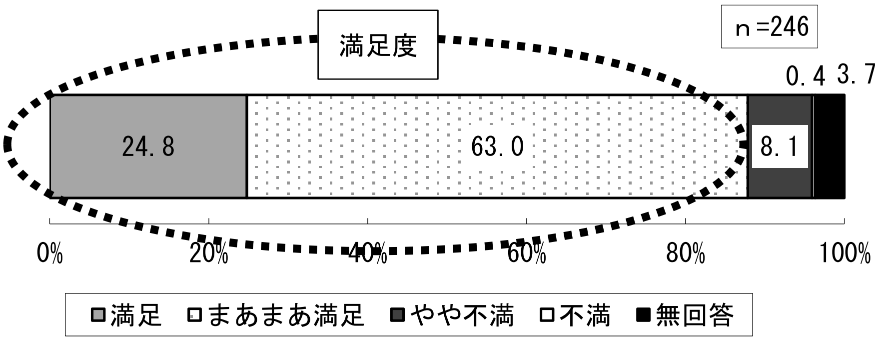

＜保護者、問 15／中学校の満足度＞（単位：%、n は回答者数）

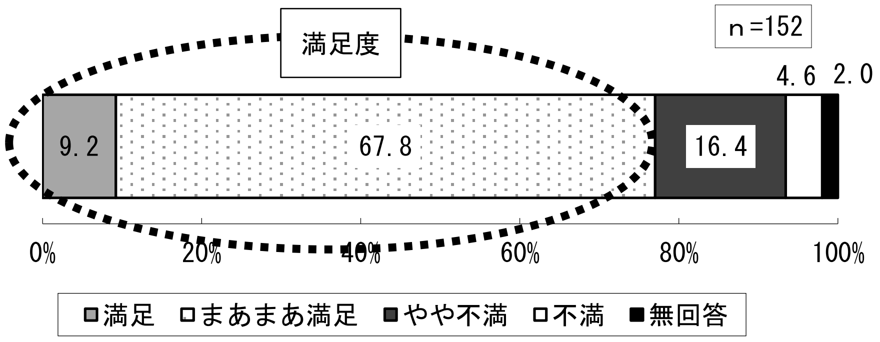

○　保護者アンケート（自由意見）では子どもの将来に必要な力を育成する教育を評価する意見も寄せられています。

○　今後は「やや不満」「不満」と回答した保護者の意識も真摯に受け止め、教育施策の改善に生かしていく必要があります。

＜今後の課題＞

○　次期学習指導要領への迅速な対応と、学校評価項目の見直し

○　幼・小・中の系統的な活動計画の作成及び校種間連携の推進

○　ユネスコスクール（用語説明）への全校加盟

○　学校図書館の学習情報センター機能の充実

（用語説明）

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをＥＳＤの推進拠点として位置付けています。

日本国内の加盟校数は、平成 29 年 7 月時点で 1037 校となり、1 か国あたりの加盟校数としては世界最大となっています。

（ユネスコスクールの活動目的）

〇ユネスコスクール・ネットワークの活用による世界中の学校と生徒間・教師間の交流を通じ、情報や体験を分かち合うこと

〇地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指すこと

出典：文部科学省ホームページ「日本ユネスコ国内委員会」

＜5年間の推進施策＞

1　学校評価を生かした教育課程の編成

1	学校評価を生かした教育課程の編成	学校教育課
これまでの主な事業 ●　各学校の特色ある教育課程の作成 ●　ＰＤＣＡサイクル（事前の計画策定、計画に基づく実施、実施後の評価、評価に基づく改善を循環する仕組み）に基づく、継続的な教育課程の改善		
5 年間の推進施策 次期学習指導要領（小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度に全面実施）の趣旨を踏まえて新しい教育課程を編成し、特色ある学校運営を推進します。 富谷市学校評価システムを活用して教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を組織的・継続的に行うことにより、教育の水準の向上と質の保証を図ります。		
重点事業		
次期学習指導要領に合わせた教育課程の編成と実施（新規） （小学校は平成 32 年度、中学校は平成 33 年度）		

2　ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進

2	ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進	学校教育課

これまでの主な事業

- ユネスコ憲章に則るＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）（用語説明）の推進
- 指導計画の作成及び評価、改善

5 年間の推進施策

持続可能な社会を創造する力を身に付けることを目指すＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）を本市独自に推進するため、今日的課題を主体的に考え、解決する力を育成する系統的な活動計画を中学校区単位で作成し、幼稚園・小・中学校で段階的に実践していきます。

重点事業

中学校区毎の幼稚園・小・中学校の一貫したＥＳＤカリキュラムの作成（平成 31 年度）（新規）

（用語説明）

ＥＳＤ(Education for Sustainable Development　持続可能な開発のための教育)は、未来まで営みを続けていくために、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題（社会が直面する今日的な課題）を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

（ＥＳＤによって育む力）

○持続可能な開発に関する価値観
　（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）
○体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）
○代替案の思考力（批判力）
○データや情報の分析能力
○コミュニケーション能力
○リーダーシップの向上

出典：文部科学省ホームページ「ＥＳＤを知ろう」

3　学校図書館を活用した読書習慣の形成

3	学校図書館を活用した読書習慣の形成	学校教育課
これまでの主な事業 ● 全校に学校図書館指導員の配置 ● 各校に図書選定委員会を設置 ● 各校の相互貸借、県立図書館・公民館との貸借 ● 図書システムの活用した図書貸出		
5 年間の推進施策 自主性や表現力の育成に効果が高いとされる読書の習慣化に向けて、学校図書館の学習情報センター機能（授業と関連した図書の整備と資料提供)、読書センター機能（蔵書の学校図書館図書標準の早期達成）の充実、及び、富谷市民図書館との連携を図ります。		
重点事業		
富谷市子ども読書活動推進計画の作成と活用（平成 31 年度）（新規） 学校図書館指導計画の作成と活用（推進） ボランティア等を活用した読み聞かせや環境づくり（推進）		

施策 1-3　学力の定着

＜現状＞

○　各学校では、基礎・基本の学力の定着に向けて、児童・生徒、教職員を含め、学校全体で「学び合う」教育を平成28年度から本格的に取り組んでいます。

○　児童・生徒自身が様々な課題に主体的に取り組む学習、体験に裏打ちされた自分の考えの発表機会等、自主的な学習と課題解決的な学習を推進しています。

○　こうした取り組みの成果として、平成29年度全国調査では、小学校、中学校ともに「学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていた」と回答した割合は全国を上回りました。

○　同じく平成29年度全国調査の結果で、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した割合は、小学校で全国を、若干、下回っているものの、昨年度より増加しました。中学校では全国を上回りました。

○　保護者アンケートをみると、小・中学校の教育活動のうち、基礎的な学力と学習意欲の育成に関しては、過半数を超える保護者から評価（子どもに身に付いていると実感）を得ています。一方、芸術面の感性や論理的思考等が身に付いていると感じる割合が過半数を下回ります（図）。

＜保護者、問 20①／学校教育で子どもに身に付いていると感じる割合（実感順）＞（単位：％）

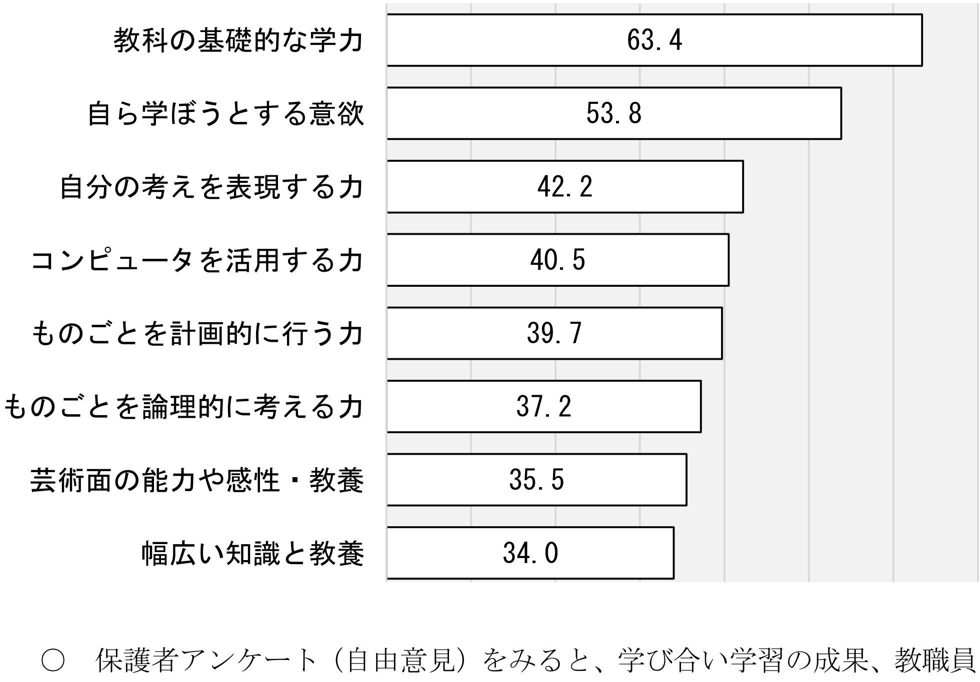

○　保護者アンケート（自由意見）をみると、学び合い学習の成果、教職員の意欲と少人数学級による丁寧な指導、家庭における学習習慣の定着等を評価する意見が寄せられています。その一方、教職員の資質向上、個人や学校間の学力差の解消、全体的な学力向上に一層の努力を求める意見も寄せられています。

＜今後の課題＞

○　教職員の「学びの共同体」の理解と日常的な実践、授業改善への意識向上、「学び合いの授業」の定着に向けた取り組み
○　基礎・基本の定着から発展的学習への学習指導の改善
○　計画重視の授業づくりから振り返り重視への転換
○　ひとり親家庭や経済的な問題を抱える家庭の増加等を想定し、家庭環境等による学力格差を解消する家庭学習支援の一層の充実

＜5年間の推進施策＞

1　学び合う教師集団の確立と「学び合いの授業」の定着

<table>
<tr><td>1</td><td>学び合う教師集団の確立と「学び合いの授業」の定着</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="3">これまでの主な事業
●　全国学力学習状況調査の分析と授業改善
●　学校訪問における授業改善に向けた指導
●　教職員1人1回以上の研究授業の実施
●　「学びの共同体」の理論を踏まえた授業づくり
●　学び合い推進会議の実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">5年間の推進施策
　全国学力学習状況調査（毎年度）で分析した課題への改善策を反映した授業を学校に提案し、基礎的・基本的な知識と技能の定着を図ります。
　児童・生徒一人ひとりに適した指導の実施に向けて、eラーニング（インターネットやマルチメディア等の電子媒体を活用する教育システム）の活用を進めます。
　教職員自身の学習指導技術の質的向上と学び合う教師集団の確立に向けて、学び合い推進会議と授業研究中心の市内研修会の充実を図ります。
　「学びの共同体」のパイロットスクール指定を進め、「学びの共同体」の理論を取り入れた振り返り重視の授業の実践と検証に取り組みます。
　本市独自の授業スタイル「学び合いの授業」の定着に向けて、研修会を定期的に実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">重点事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">「学びの共同体」パイロットスクールの指定（平成30年度）（新規）
学び合い推進会議、授業研究中心の市内研修会の実施（拡充）</td></tr>
</table>

2　課題解決的な学習の推進

2	課題解決的な学習の推進	学校教育課
これまでの主な事業 ● アクティブ・ラーニングを取り入れた指導 ● 富谷市学校図書館を使った調べる学習コンクールの実施		
5年間の推進施策 課題探究型学習（アクティブ・ラーニング。課題の発見と解決に向けて主体的･対話的に深く学ぶ学習）を各教科で適切に実践します。（実践例：調べ学習、ディベート、プロジェクト学習等） 課題探究の過程において、学び合いの学習形態を取り入れていきます。 児童・生徒の主体的な課題解決力を高める教育の一環として、富谷市学校図書館を使った調べる学習コンクールの継続と調べる学習相談会を実施し、課題解決に向けたスキルの向上を図ります。		
重点事業		
学び合い学習の実施（拡充） 調べる学習相談会の実施（推進）		

3　発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施

3	発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施	学校教育課
これまでの主な事業 ● 自己の生き方と成長を振り返る活動の実施 ● 社会人の講話や職場体験の実施		
5年間の推進施策 児童・生徒が自分の生き方を見付け、進路を選択する力の育成に向けて、家庭、地域、企業との幅広い連携により、職場体験や先輩（社会人）の講話等の体験的な学習を通じて、発達段階に応じたキャリア教育を系統的に実施します。 中学校において、生徒自身が進路を研究、決定するための支援の充実を図ります。		
重点事業		
キャリア教育プログラムの作成（平成30～31年度）、実践（平成32年度から）（新規）		

4　情報活用能力の定着

4	情報活用能力の定着	学校教育課
これまでの主な事業 ●　ＩＣＴ研修会の実施 ●　企業と連携した授業づくりの支援		
5 年間の推進施策 　人工知能（ＡＩ）、モノのインターネット化（ＩoＴ）が本格化する社会に備え、各教科の中で情報教育（プログラミング的思考）に取り組みます。 　市内の企業や地域の人材等の外部指導者の協力も仰ぎ、実践的な指導と教職員のＩＣＴ指導力の向上、ＩＣＴ機器の効果的な活用を図るとともに、情報モラルを含む、情報活用能力を育成するＩＣＴ教育に取り組みます。		
重点事業		
地域資源（人材、企業等）の活用（平成 30 年度から順次）（新規）		

5　学力差をなくす学習環境の推進

5	学力差をなくす学習環境の推進	学校教育課
これまでの主な事業 ●　学び支援コーディネーター配置 ●　放課後学習会の実施		
5 年間の推進施策 　家庭環境等による子どもたちの学力差をなくす学習環境を目指し、家庭学習支援の一環として、学び支援コーディネーターによる放課後や長期休業中等での学習会「学び舎ＴＯＭＩＹＡ」を実施します。		
重点事業		
学習会「学び舎ＴＯＭＩＹＡ」の実施（推進）		

施策 1-4　子どもに寄り添う特別支援教育の充実

＜現状＞

○　本市では特別支援教育支援員を配置し、通常学級の配慮を要する児童・生徒の学校生活を支援する体制を構築しています。また、発達に課題を抱える児童・生徒の通級指導教室を、平成29年度から小学校7校に設置しました。

○　全校で障がい児を受け入れており、一人ひとりのニーズに即した個別の教育指導計画を作成し、特別支援教育や交流・共同学習を行っています。

○　各小・中学校に特別支援コーディネーターまたはスクールカウンセラーを配置し、担任や保護者との綿密な連携、福祉分野や医療機関への橋渡しや情報交換を行っています。

○　国では、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ「インクルーシブ教育（用語説明)」を推進しています。

（用語説明）

インクルーシブ教育システムとは、「障害者の権利に関する条約」の第 24 条に基づく、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。

障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」の提供等が求められる。特別支援教育はインクルーシブ教育システムの重要な取り組みである。

＜今後の課題＞

○　特別支援教育、インクルーシブ教育の教職員の研修

○　「合理的配慮（用語説明)」への財政支援

○　就学相談や就学支援の人員配置

○　発達障がいや支援が必要な園児、児童・生徒に対する子ども同士や保護者の理解の促進

（用語説明）

合理的配慮とは、障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。

（参考）学校における「合理的配慮」の観点

(1) 教育内容・方法 ①教育内容	● 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮（必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるような支援） ● 学習内容の変更・調整（学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断する機会を増やす）
②教育方法	● 情報・コミュニケーション及び教材の配慮（情報保障やコミュニケーション方法への配慮、教材（ＩＣＴ及び補助用具を含む）の活用） ● 学習機会や体験の確保（治療で不足する学習機会や体験を確保する方法の工夫、入学試験や定期試験での配慮） ● 心理面・健康面の配慮（集団におけるコミュニケーションについて配慮、心理的不安の除去、障害に起因した不安感や孤独感の解消）
(2) 支援体制	● 専門性のある指導体制の整備（個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、適切な人的配置、学校内外の教育資源の活用、医療・福祉・労働等関係機関との連携） ● 幼児、児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮（障害のある子ども、ない子どもの交流機会の設定、保護者、地域への理解啓発の活動） ● 災害時等の支援体制の整備（危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備）
(3) 施設・設備	● 校内環境のバリアフリー化（スロープや手すり、トイレ、出入口ほか） ● 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮（施設・設備の利用しやすさ、日照、室温、音の影響への配慮、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮） ● 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮（障害の状態等に応じた施設・設備の整備）

出典：文部科学省「特別支援教育の在り方に関する特別委員会 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告（学校における「合理的配慮」の観点）」
平成 24 年 2 月 13 日

＜5年間の推進施策＞

1　一人ひとりのニーズに即した特別支援教育の充実

1	一人ひとりのニーズに即した特別支援教育の充実	学校教育課
これまでの主な事業 ● 特別支援教育支援員の配置 ● 特別支援教育支援員、特別支援コーディネーターの研修会の開催 ● 学校における「合理的配慮」の実施 ● 交流・共同学習の実施		
5 年間の推進施策 インクルーシブ教育システムを念頭に置いた特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校との連携強化とともに、特別支援教育支援員の増員、特別支援コーディネーター研修会の充実、学習支援機器（ＩＣＴ等）や教材の充実、計画的な施設整備を推進します。 eラーニングの導入、家庭学習支援の充実、芸術・文化やスポーツの活動支援の充実を図ります。 発達障がいを含め、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ、交流・共同学習を継続します。		
重点事業		
特別支援教育の体制強化（拡充）		

2　障がい児に寄り添うための多様な連携の推進

2	障がい児に寄り添うための多様な連携の推進	学校教育課
これまでの主な事業 ● 校内の相談支援体制の構築 ● 関係機関との連携		
5 年間の推進施策 障がい児に寄り添う教育に向けて、学校・家庭・関係機関との連携、医療や福祉の専門機関との連携の充実を図ります。 障がい児の意欲に沿った進路選択や進路目標の実現に向けて、自己実現を促す校内の相談支援体制の充実と関係機関との一層の連携に取り組みます。		
重点事業		
就学相談や教育相談を専門に行う組織の設置（平成 31 年度）（新規）		

3　障がいに関する理解の普及

3	障がいに関する理解の普及	学校教育課、子育て支援課 地域福祉課
これまでの主な事業 ● 家庭への啓発活動 ● 地域や保護者に対する講演会や研修会の実施		
5 年間の推進施策 　幼児及び児童・生徒本人、保護者、教職員、学校支援ボランティア、市民が障がいに関する理解を深めるため、特別支援コーディネーターや関係機関の協力を仰ぎ、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校において講演会や研修会等の充実を図ります。		
重点事業		
障がいを理解するための研修会の実施（推進） 障がいを理解するための地域や市民向け講演会の実施（推進） 障がいの理解を深める取り組みに向けた関係機関の連携強化（拡充）		

施策 1-5　心の豊かさと社会を生き抜く力の定着

＜現状＞

（豊かな心、社会を生き抜く力の育成について）

○　各学校では、これからの社会につながる力を育む教育として、道徳教育や様々な体験活動、とみやマーチングフェスティバル等を通じて、郷土愛と豊かな心の育成、社会性の育成に取り組んでいます。

○　保護者アンケートでは、学校に最も期待すること（学力定着以外）について、小学校では「他人への思いやりの心や、生命の大切さを教えること」、中学校では「子どもの悩みに真摯に対応すること」「すべての子どもへの公平な対応、適正な評価・評定をすること」を挙げています（表）。

＜保護者、問 17／学力定着以外で学校に最も期待すること（上位項目）＞（単位：%、n は回答者数）

	1 位	2 位	3 位
小学校 (n=246)	他人への思いやりの心や、生命の大切さを教えること　62.6	子どもの悩みに真摯に対応すること　54.9	礼儀やルール、マナーを教えること　41.5
中学校 (n=152)	子どもの悩みに真摯に対応すること すべての子どもへの公平な対応、適正な評価・評定をすること　54.6		他人への思いやりの心や、生命の大切さを教えること　48.7

○　こうした期待に対し、同じく保護者アンケートでは、小・中学校の教育活動のうち、社会性の育成に関し、一定の評価（子どもに身に付いていると実感）を得ています。特に「他人に対する思いやりや優しさ」「善悪を判断する力」「生命や自然、環境を大切にする心」「基本的な生活習慣」の育成については80%を超えています。その一方、英語教育や国際理解を深める体験活動への評価は低くなっています（次頁の図）。

○　保護者アンケート（自由意見）では、高学年と低学年との交流が相互の社会性の育成に良い影響を与えていると評価する意見も寄せられています。

＜保護者、問 20①／学校教育で子どもに身に付いていると感じる割合（実感順）＞（単位：%）

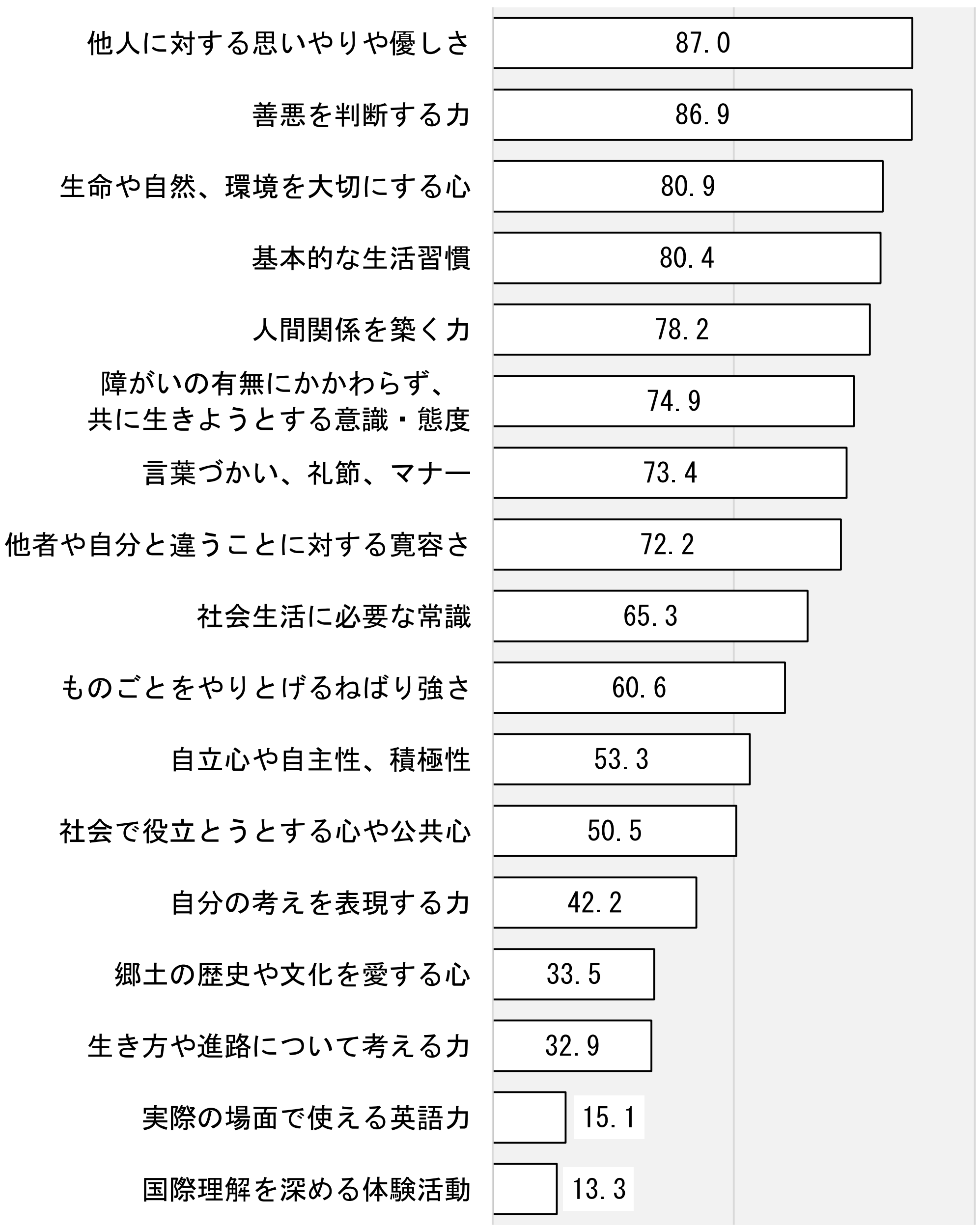

（いじめ防止等について）

○　学年間の交流や中学生サミットの開催等、児童・生徒とともに学校全体でいじめの防止に取り組んでいます。また、教育相談員、教育専門員、スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童・生徒自身や家庭からの様々な相談をしやすい体制を構築し、問題の早期対応や不登校対策に組織的に取り組んでいます。

○　子どものいじめをなくすために保護者が最も必要と考える施策は、「園や学校で、子どもの様子を日頃から注意深く見るようにする」です（図）。

＜保護者、問 18／子どものいじめをなくすために必要な施策（上位項目）＞
（単位：%、n は回答者数）

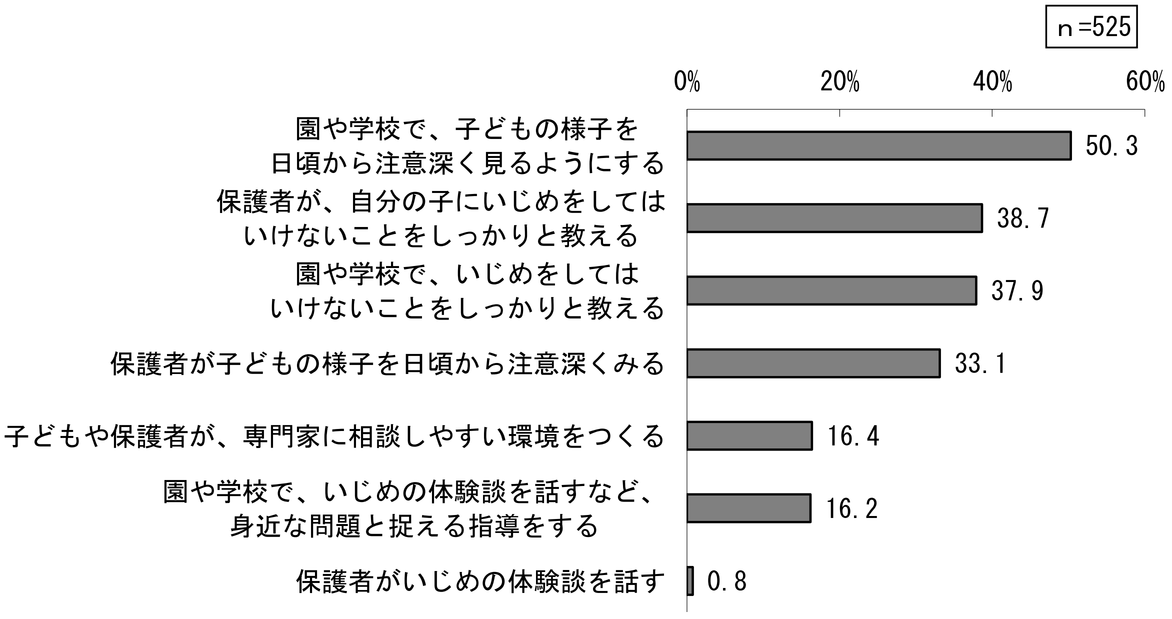

＜今後の課題＞

○　児童・生徒が道徳的価値を理解し、深く考えて、自覚を深める取り組みの充実
○　小学校英語等支援員の研修体制の整備、国際理解教育の一層の充実
○　幼・小中9年間で育てる視点からの基本的な生活習慣に向けた行動目標の設定
○　学校いじめ防止基本方針における年間計画の確実な実施
○　学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との一層の連携
○　不登校に至る前の取り組み、不登校児童・生徒への支援の充実

＜5年間の推進施策＞

1　教育活動全領域での効果的な道徳教育の実践

1	教育活動全領域での効果的な道徳教育の実践	学校教育課
これまでの主な事業 ● 道徳の年間指導計画の整備 ● 各教科、領域との関連を示した別様の作成 ● 教育活動を通じた人権教育の実践		
5 年間の推進施策 児童・生徒が道徳的価値を理解し、その自覚をより深める効果的な道徳教育を教育活動全領域で推進するため、道徳の年間指導計画を作成します。 道徳的知識から道徳的実践力を育む教育活動を推進します。		
重点事業		
指導内容の標準となる「特別の教科道徳」のカリキュラム改定（推進）		

2　組織的・計画的な生徒指導による基本的な生活習慣の確立

2	組織的・計画的な生徒指導による基本的な生活習慣の確立	学校教育課
これまでの主な事業 ● 生徒指導担当者会による情報交換 ● 共通した指導内容の検討		
5 年間の推進施策 基本的な生活習慣や意欲的に生活をする態度を育成するために、幼稚園・小学校・中学校が連携した取り組みを行います。 保護者や地域団体との情報共有や連携した取り組みを実施し、地域教育力を生かして基本的な生活習慣を醸成します。		
重点事業		
生徒指導担当者等連絡会の実施（推進） 生活習慣や学習習慣の確立に向け、幼稚園と義務教育 9 年間を見据えた行動目標の設定（平成 31 年度）（新規）		

3　福祉教育の充実

3	福祉教育の充実	学校教育課
これまでの主な事業 ● 募金やボランティア活動、福祉体験教室の実施		
5年間の推進施策 家庭、地域、福祉施設、企業との幅広い連携を図り、地域を舞台に将来的な福祉のあり方や地域の環境問題への関心を高めます。 自分たちにできることを自ら考え、身近なことから実践していく態度を養う福祉教育、環境教育に取り組みます。		
重点事業		
福祉教育カリキュラムの改定（推進）		

4　環境教育の充実

4	環境教育の充実	学校教育課
これまでの主な事業 ● 教科や総合的な学習による環境教育の実施		
5年間の推進施策 自分たちにできることを自ら考え、身近なことから実践していく態度を養う環境教育に取り組みます。		
重点事業		
再生可能エネルギーを中心とした環境教育の実施（推進）		

5　英語教育、国際理解教育の推進

5	英語教育、国際理解教育の推進	学校教育課
これまでの主な事業 ●　ＡＬＴ、英語等支援員の配置 ●　英語教育支援員の研修体制の整備 ●　中学生海外派遣事業の実施 ●　ユネスコスクール加盟（平成29年9月現在、加盟1校、申請中2園、12校）		
5 年間の推進施策 ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の一環として、グローバル化する社会を生き抜く上で必要な英語教育と国際理解教育の充実に向けて、全園･校のユネスコスクール加盟の早期実現、小学校英語等支援員の研修体制の整備、中学生海外派遣事業、国際理解を深める体験活動、校種間連携の一層の推進に取り組みます。		
重点事業		
英語カリキュラムの作成（平成 30～31 年度）、実践（平成 32 年度から）（新規）		

6　ふるさと「富谷」に誇りと愛着を育む教育の推進

6	ふるさと「富谷」に誇りと愛着を育む教育の推進	生涯学習課・学校教育課
これまでの主な事業 ●　社会科副読本の配付 ●　地域の自然環境、資源、人材を活用した活動の実施		
5 年間の推進施策 各教科や学校活動を通じて、地域学習やふるさと学習に取り組みます。 学校、地域、関係団体が連携し、学校教育、放課後子ども教室（富谷チャレンジキッズ）、協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」等での体験的な活動を通じて、園児・児童・生徒の郷土の伝統・文化や自然を大切にする心の育成に取り組みます。		
重点事業		
地域学校協働活動推進事業の実施（拡充）		

7　教育相談・就学相談の充実

7	教育相談・就学相談の充実	学校教育課
これまでの主な事業 ● 教育相談員、教育専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員の配置 ● 就学支援委員会、就学相談会の開催		
5年間の推進施策 学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、教育専門員との一層の連携を図り、児童・生徒の悩みや家庭の問題等を早期に発見し、対応する体制強化を図ります。		
重点事業		
就学相談や教育相談を専門に行う組織の設置（平成31年度）（新規）（施策1-4　2再掲）		

8　いじめの未然防止と早期解決の体制の充実

8	いじめの未然防止と早期解決の体制の充実	学校教育課
これまでの主な事業 ● いじめ問題対策連絡協議会の実施 ● 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し ● ＳＮＳ教室、中学生生徒会サミットの実施		
5年間の推進施策 学校いじめ防止基本方針の定期的な見直すとともに、年間計画を確実に実施します。 いじめ問題対策連絡協議会の開催、ＳＮＳ教室を通じたネットトラブルやネットいじめの防止、中学生生徒会サミットの開催、関係機関との連携等を進め、児童・生徒本人、保護者、教職員、地域が一体となって、いじめの未然防止と早期解決に地域全体で取り組みます。		
重点事業		
学校、保護者、地域が一体となったいじめ防止の取組（継続） いじめに関する調査（各学校で毎月）の実施（継続）、調査結果の児童・生徒及び保護者への周知（新規） いじめの未然防止に向け、児童・生徒同士による取り組み（中学生生徒会サミット等）（拡充）		

9　不登校対策への組織的な推進

9	不登校対策への組織的な推進	学校教育課

これまでの主な事業

- 教育相談員、教育専門員、スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの巡回

5年間の推進施策

不登校の可能性のある児童・生徒、家庭を対象に、不登校にならないよう、教育相談体制の整備に取り組みます。

不登校の児童・生徒については、各校で不登校対応支援計画を整備し、学校への早期復帰を支援します。

各中学校に支援員を配置し、学習支援、登校支援、家庭支援に取り組む「子どもの心のケアハウス」事業（用語説明）に取り組みます。

重点事業

子どもの心のケアハウスの整備（平成30年度）（新規）
スクールソーシャルワーカーの定期巡回（平成30年度）（新規）

（用語説明）

子どもの心のケアハウス事業は、東日本大震災による被災等で、遺児、孤児となった児童・生徒、心の問題を抱えて不登校傾向や不登校状態にある児童・生徒、いじめや暴力の被害を受ける恐れのある児童・生徒を対象として、「心サポート機能」「適応サポート機能」「学びサポート機能」の3つのサポート機能を有する拠点を整備し、児童・生徒の不登校の未然防止と不登校状態の改善を図る事業。宮城県が拠点整備を支援する。

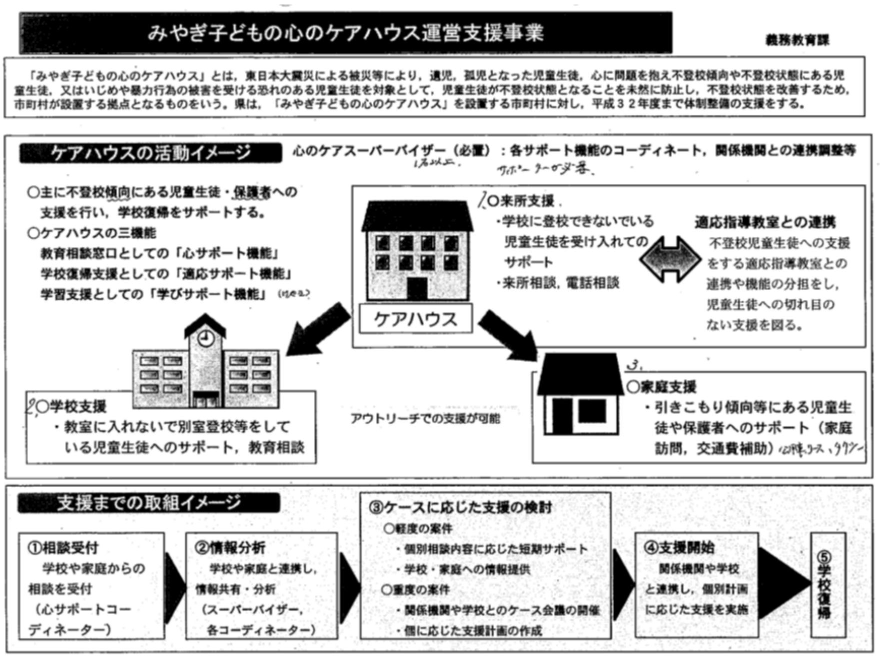

施策 1-6　健やかな心身の健康づくり

＜現状＞

○　学校給食センター（eはーと）を活用した食育をはじめ、外部指導者や学校支援ボランティアの協力による小学校のクラブ活動や中学校の部活動の実施、関係機関と連携した安全教育等、生きる力の基礎となる体力や運動能力の向上、正しい生活習慣の定着、児童・生徒が自分の身を守る力の育成に取り組んでいます。

○　保護者アンケートによると、子どもの運動習慣の定着度（ほぼ毎日＋週に3～5日）は、小学生で61.8%、中学生では92.1%となっています（表）。

＜保護者、問 13／外遊び、運動、スポーツ（クラブ活動、部活動を含む）の状況＞

（単位：%、n は回答者数）

	ほぼ毎日	週に 3～5 日	週に 1～2 日、または、土曜日や休日のみ	月に 1～2 日	ほとんどしない
小学校（n=246）	**30.9**	**30.9**	30.1	2.0	5.3
中学校（n=152）	**75.7**	**16.4**	4.6	0.0	3.3

○　保護者アンケートでは、小・中学校の教育活動のうち、体力向上や健康教育に関し、保護者の約70%が評価（子どもに身に付いていると実感）しています（図）。

＜保護者、問 20①／学校教育で子どもに身に付いていると感じる割合（実感順）＞（単位：%）

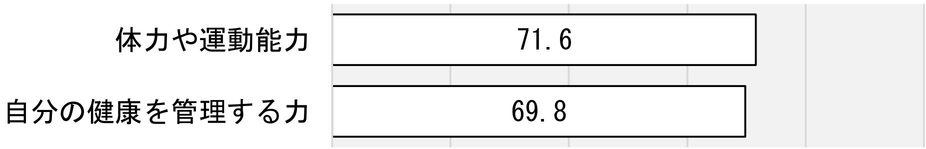

○　子どもの健康を管理する力を養う役割は、主に家庭が担うという意識を持っていることも保護者アンケートからわかります（表）。

＜保護者、問 10／子どもが健やかに成長するために担う役割＞（単位：%）

	主に家庭	主に地域	両方で担う
自分の健康を管理する力を養う	**86.3**	0.4	11.6

○　学校保健データをみると、男子は小・中学生ともに肥満割合が10%前後であり、全国平均をやや上回っています。やせの割合は全国平均を下回っています。

○　女子は小学生の肥満割合が10%前後であり、全国平均を上回っています。やせの割合は、全国平均を下回るものの、中学生で増加しています（図）。

＜学校保健データ＞（単位：%）　上：男子、下：女子

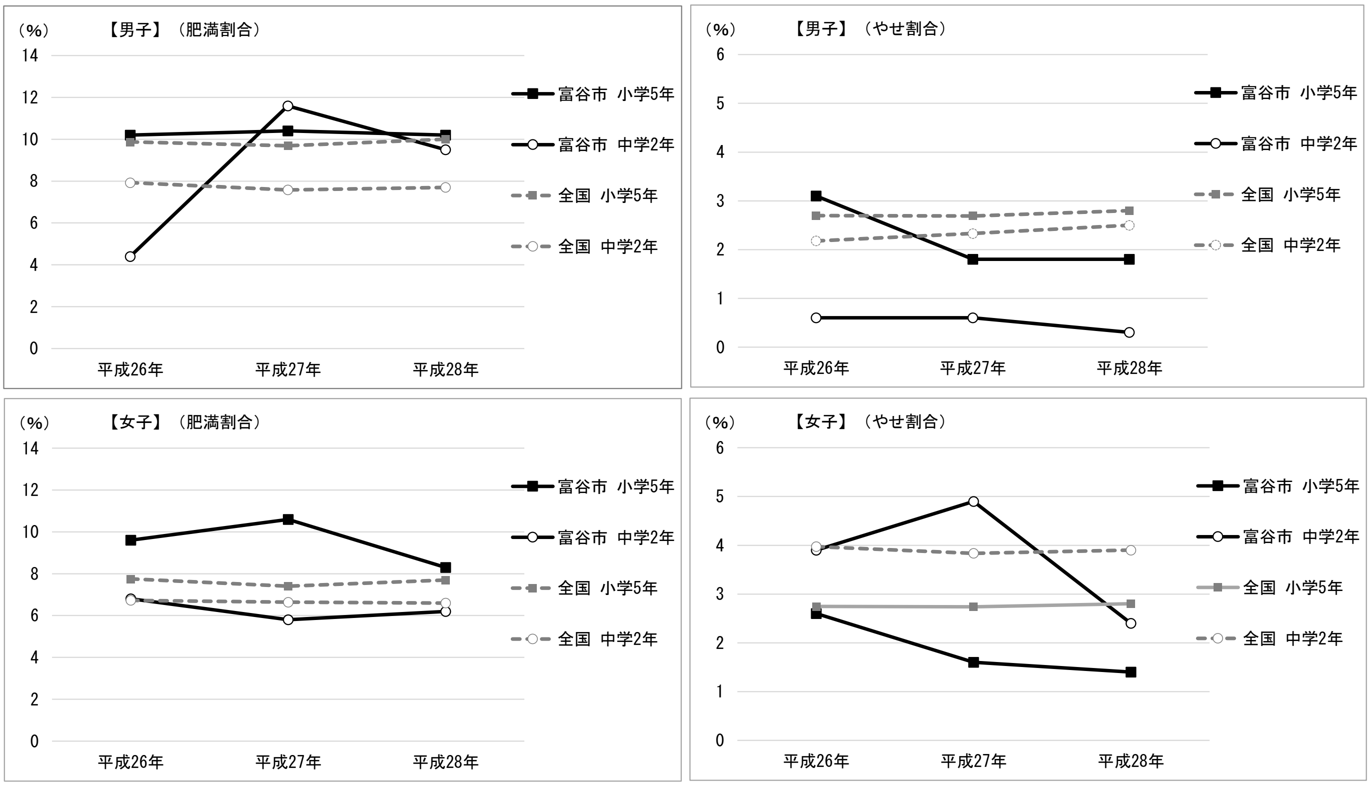

＜今後の課題＞

○　生涯にわたる体力と健康の基礎を養う力を身に付ける教育の重視

○　児童・生徒の適正体重の促進（肥満対策、やせ対策）

○　健康や安全に関する地域との一層の連携

＜5年間の推進施策＞

1　適切な運動の計画的実践と環境の充実

1	適切な運動の計画的実践と環境の充実	学校教育課
これまでの主な事業 ● 目当てを持ち、進んで運動に親しみ、技能を身に付ける体育科授業の実践 ● 外遊びの奨励 ● 発達段階に応じた体育的行事の実践（持久走、縄とび、運動会）		
5 年間の推進施策 園児・児童・生徒の体力向上を目指し、学校での体育科授業とクラブ活動及び部活動を計画的な実践を通じて、運動能力テストの結果向上に取り組みます。 運動の特性に応じた教職員の指導力向上と日常的に運動に取り組む機会を意図的に設置して、運動の楽しさを体感させていきます。 各活動における外部指導者や学校支援ボランティアの一層の協力を仰ぎ、園児・児童・生徒の能力に応じたきめ細かな運動指導や部活動指導の実施、実施、教職員の指導力向上図ります。 子どもたちが安心して外での遊びや運動ができるよう、総合運動場をはじめとする社会教育施設、公園や広場等の施設・設備の定期的な安全点検と計画的な修繕・整備とともに、外遊びや運動時の事故や事件を未然に防ぐ見守り体制について各地区で検討します。		
重点事業		
運動能力向上プランの改定（推進） 部活動指導員の配置（平成 32 年度）（新規）		

2　学校給食センター（eはーと）を活用し、家庭と連携した食育の充実

2	学校給食センター（e はーと）を活用し、家庭と連携した食育の充実	学校教育課（学校給食センター）

これまでの主な事業

- 「はやね、はやおき、朝ごはん」の推進
- 栄養教諭・栄養職員を活用した食育教育
- 他団体と連携した食育行事の実施

5 年間の推進施策

食を通した健康教育（食育）として、学校給食センター（e はーと）による安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供、栄養教諭・栄養職員による保健や学級活動での食育授業を実施します。

保護者対象に園児・児童・生徒の心身の健康を支える家庭教育支援の一環として、栄養教諭、栄養職員を中心に、「はやね、はやおき、朝ごはん」をはじめとする規則正しい食生活の定着、肥満や低栄養を防ぐ適切な食生活の啓発及び指導を実施します。

重点事業

家庭向け健康教育の実施（拡充）

3　心身の健康指導と生活支援の実施

3	心身の健康指導と生活支援の実施	学校教育課（学校給食センター）

これまでの主な事業

- 栄養教諭・栄養職員による食に関する指導
- 衛生・健康等の保健学習
- 食育推進事業

5 年間の推進施策

児童・生徒の発達段階に応じて心身の健康に関する正しい知識と行動が身に付くよう、学校で幼少期や思春期等の発達段階に合わせた保健を実施します。

園児・児童・生徒の健康状態や家庭生活の継続的な把握に努め、必要に応じて適切な健康指導と生活支援を、保健・医療・福祉分野と連携して実施します。

重点事業

系統的な保健学習の実施（拡充）
食育推進事業の実施（推進）

4　発達段階に沿った防犯・防災・安全教育の充実

4	発達段階に沿った防犯・防災・安全教育の充実	学校教育課

これまでの主な事業

- 避難訓練（地震、火災、不審者、引渡し等）の実施
- 交通安全教室の実施
- 生活安全指導の実施
- 警察、消防と連携した行事の実施
- 発達段階に応じた防災教育の実施
- 富谷市青少年健全育成各地区連絡会のパトロール等の安全活動

5年間の推進施策

学校安全の三領域（災害安全、交通安全、生活安全）について、学校、地域、関係機関との一層の連携を図り、学校の施設設備や通学路等の安全点検を定期的に行うとともに、園児・児童・生徒の発達段階に応じた責任と役割を担い、実践的な生涯健康安全教育に取り組みます。

防災教育においては震災の教訓を生かして学校防災マニュアルを定期的に見直すとともに、各学校で地域防災訓練への参画を図り、万が一の際に実際に役立つことを念頭に置き、学校の防災教育と地域の防災活動の一体化に取り組みます。

重点事業

学校の防災教育と地域の防災活動の連携推進（拡充）

施策 1-7　地域・学校・家庭のつながりの強化

＜現状＞

（学校と地域の連携について）

○　各中学校区の公民館の学校支援地域本部が中心となり、学校支援ボランティアの協力の下、放課後子ども教室（富谷チャレンジキッズ）や多様な体験型の教育プログラムを展開し、学社融合・協働による教育活動に取り組んでいます。

○　教職員の専門分野や趣味・特技を生かして講座を開講するティーチャーズスクールも実施しています。

○　保護者アンケートでは、小・中学校の放課後活動、家庭教育への支援、教育環境に関する満足度が60～70％台であり、一定の評価（子どもに身に付いていると実感）を得ています（図）。

＜保護者、問 20②／小・中学校の活動や教育環境の満足度（満足度順）＞（単位：％）

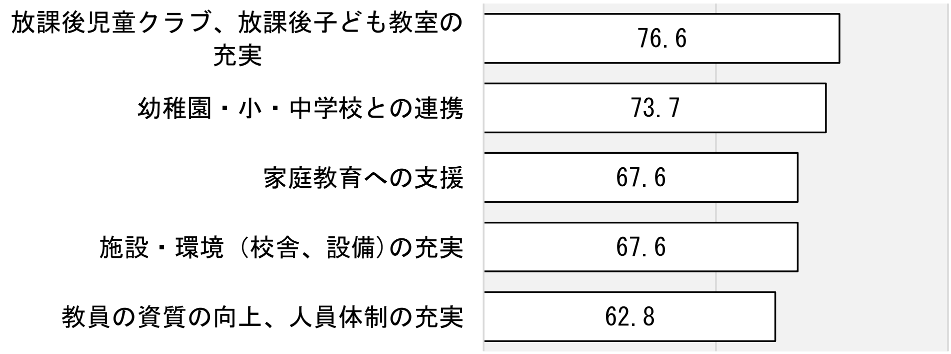

○　市民アンケートからは、学校ボランティア（ＰＴＡ活動を含む）に参加する意向のある人は 27.1％です。小学生のいる世帯の参加意向が高いほか、いずれの年齢にも 10～30％台の参加意向がみられます（図）。

＜市民、問 14／市民の学校ボランティア（ＰＴＡ活動を含む）への参加意向＞
（単位：％、ｎは回答者数）

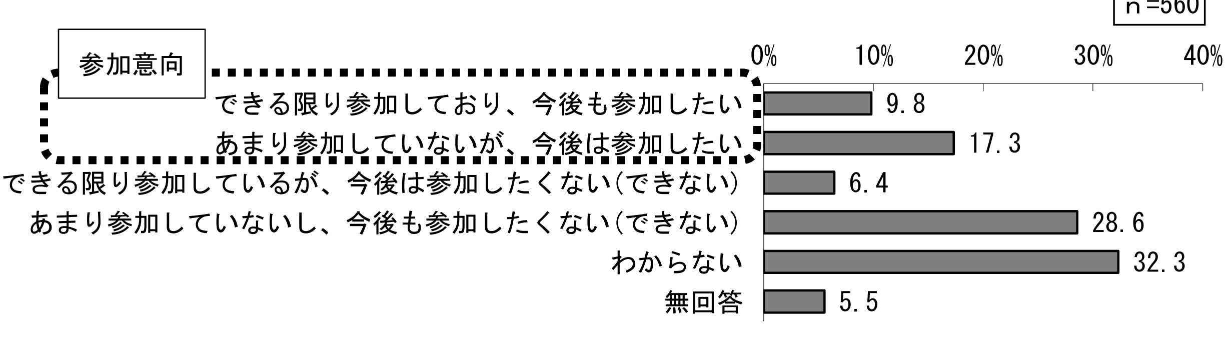

○　保護者アンケートでは、子育て環境として地域に最も期待することに「地域の大人が、地域の子どもに関心を持つ(ほめたり、注意したりする)」を挙げています(図)。

＜保護者、問 11／地域に期待する子育て環境（上位項目）＞（単位：%、n は回答者数）

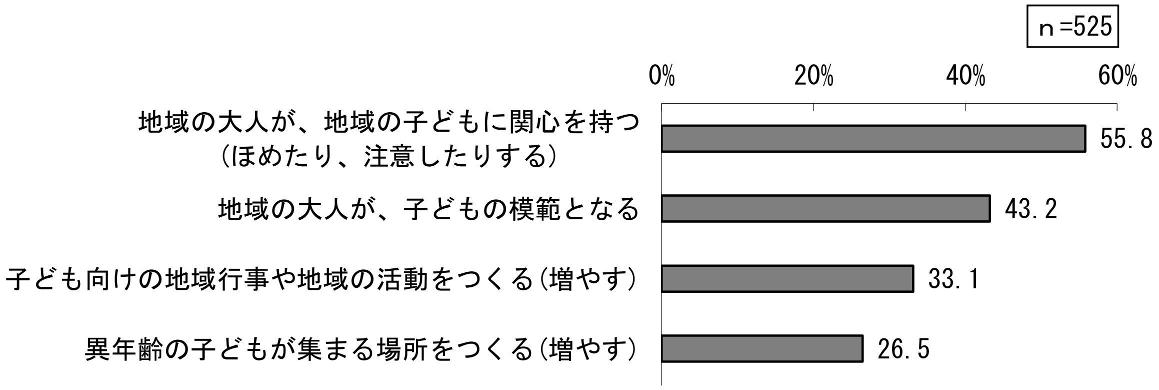

（家庭教育について）

○　家庭での学習習慣の定着に向けて、日常的な宿題の実施、自主勉強ノート等を実施しています。また、「はやね、はやおき、朝ごはん」の推進、ＰＴＡ行事や家庭教育講演会を通じて、家庭の教育力を応援しています。

○　保護者アンケート（自由意見）では、学校の家庭教育支援について、毎日の宿題が適量であること、自主勉強ノート等で家庭での学習習慣ができることを評価する意見が寄せられています。その一方、多くの家庭が共働きで、子どもとの時間が持てないことや、保護者が調べる学習を教えられない等、家庭での悩みも挙げられています。

○　保護者アンケートによると、市内で親として学ぶ機会の充実度（充実している＋どちらかといえば、充実している）は54.3%であり、ある程度、学ぶ機会は充実していると認識しています（図）。

＜保護者、問 9／地域や幼稚園・学校等で親として学ぶ機会の充実度＞
（単位：%、n は回答者数）

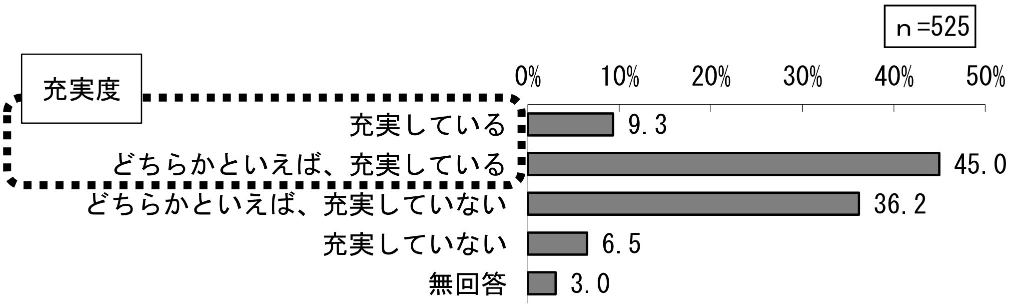

○　子育てのための家庭と地域の役割について、子どもの礼儀、マナー、健康増進は主に家庭が担い、自然や郷土愛の涵養、人間関係を築く力の育成は家庭と地域の両方が担うと考えています。思いやりや生命の大切さを教えることは、家庭もしくは家庭と地域の両方の役割と捉えていることが保護者アンケートからわかります（表）。

＜保護者、問10／子どもが健やかに成長するための役割＞（単位：%）

	主に家庭	主に地域	両方で担う
言葉づかい、礼儀、社会のルール、マナーを教える	**55.4**	0.2	42.9
自分の健康を管理する力を養う	**86.3**	0.4	11.6
自然や環境を大切にする心を養う	10.9	6.7	**80.0**
郷土や国を愛する心を養う	5.5	22.1	**70.1**
人間関係を築く力を養う	12.4	2.5	**83.4**
他人への思いやりの心、生命の大切さを教える	**49.9**	0.8	**47.4**

＜今後の課題＞

○　地域コミュニティの弱体化、様々な価値観を持つ家庭の増加等を想定し、地域・学校・家庭の一層の連携強化が必要

○　地区独自の伝統文化や資源を生かす教育に向けた学社融合の一層の推進

○　学校支援ボランティアへの一層の参加促進（参加者の固定化解消）と地域教育力の向上

○　核家族化が進む中での家庭教育の充実、保護者懇談会やＰＴＡ行事への参加状況の把握と積極的な参加への支援

＜5年間の推進施策＞

1　学社融合・協働による教育活動の推進

1	学社融合・協働による教育活動の推進	生涯学習課
これまでの主な事業 ● 富谷市学校支援地域本部事業の実施 ● 富谷市青少年健全育成連絡会との連携行事 ● 人権、福祉、保健、食育等各種団体と連携して授業への活用		
5 年間の推進施策 学社融合・協働による教育活動の活性化に向けて、各中学校区の学校支援地域本部の体制強化を図り、学校支援ボランティアへの参加促進、協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」や体験活動を中心とする放課後子ども教室（富谷チャレンジキッズ）の充実による世代間交流と地域教育力の向上に取り組みます。		
重点事業		
地域学校協働活動推進事業の実施（拡充）		

2　地域の人材を活用した多様な教育プログラムの実践

2	地域の人材を活用した多様な教育プログラムの実践	学校教育課（生涯学習課）
これまでの主な事業 ● 地域のひと・もの・ことに触れる生活科、総合的な学習の実践 ● 図書ボランティアの活用		
5 年間の推進施策 地域の豊富な人材や、人権・福祉・保健・食育等で活動する各団体の協力を仰ぎ、地区独自の伝統文化や環境をより生かす、生活科、総合的な学習の充実を図ります。 地域ニーズへの対応や地域資源の開発に向けて、教職員の専門分野や趣味・特技を生かすティーチャーズスクールの充実を図ります。		
重点事業		
地域資源を生かしたプログラムの実践（平成 30 年度）（新規）		

3　家庭の教育力を支える環境づくりの推進

3	家庭の教育力を支える環境づくりの推進	学校教育課
これまでの主な事業 ●　「はやね、はやおき、朝ごはん」の推進 ●　ＰＴＡ行事の実施 ●　家庭教育講演会の実施		
5 年間の推進施策 家庭教育支援の充実に向けて、インターネット等を活用した相談支援の充実、家庭教育情報の積極的な発信、子どもの育ちに合わせた保護者会やＰＴＡ行事、家庭教育講演会の開催に取り組みます。 ＰＴＡ活動や家庭教育を支援する社会教育専門員を配置し、ＰＴＡ行事の活性化、保護者懇談会やＰＴＡ行事に消極的な保護者への対応等、学校と家庭の一層の連携を強化する体制を検討します。また、ＰＴＡに参加しやすい方法（例　ネット会議）を検討します。		
重点事業		
社会教育専門員の配置（平成 30 年度）（新規）		

4　学校評価を活用した地域とともに育つ教育の推進

4	学校評価を活用した地域とともに育つ教育の推進	学校教育課
これまでの主な事業 ●　学校評議員会の開催 ●　自己評価、保護者評価、学校関係者評価委員の三者による評価の実施 ●　学校、保健、図書等便りの配布 ●　学習参観の実施 ●　学校説明会の実施 ●　保護者懇談会の実施		
5 年間の推進施策 地域とともに育つ教育の推進に向けて、教育活動や学校経営に関する積極的な情報発信とともに、各学校の教育活動に関する自己評価、保護者評価、学校関係者評価委員の評価結果を反映したより良い学校教育の実現に取り組みます。		
重点事業		
次期学習指導要領を踏まえた評価項目の見直し（新規） ホームページを活用した教育活動の情報発信（推進）		

施策 1-8　快適・安全・安心な教育環境の整備

＜現状＞

○　学校施設の大規模改修や耐震補強工事の実施、ＩＣＴ機器の整備等、老朽化対策と時代に応じた教育を行う施設・設備の整備や更新を計画的に進めています。

○　学校施設を有効利用するため、社会教育団体への学校開放を行っています。

○　全国的な問題となっている子どもの貧困対策として、各種制度による経済的な援助の実施、相談体制の充実、福祉分野や産業分野と連携した家庭の自立支援に取り組んでいます。

＜今後の課題＞

○　技術革新が進む時代に不可欠な児童・生徒の情報活用能力を育成するＩＣＴ教育の充実、職員のＩＣＴ指導力の向上

○　ＩＣＴ等の学習環境及び設備の整備

○　老朽対策を併せた環境改善、「学校施設の長寿命化計画」の策定

○　次期学習指導要領に合わせた教材・教具の整備

○　経済的支援の継続、学習支援の充実

＜5年間の推進施策＞

1　教育施設・設備の計画的整備

1	教育施設・設備の計画的整備	教育総務課
これまでの主な事業 ● H16～H17富谷小学校　大規模改修 ● H19富谷中学校　耐震補強工事 ● H20富ケ丘小学校　耐震補強工事、東向陽台小学校 大規模改修工事 ● H20～H27全小中学校　トイレ改修工事 ● 全小中学校の強化ガラス改修済 ● 幼稚園、小中学校施設の修繕改修工事の実施		
5 年間の推進施策 教育施設・設備の計画的整備に向けて、個別施設毎の「学校施設の長寿命化計画」を平成 32 年度目途に策定し、老朽対策も併せた環境改善に取り組みます。		
重点事業		
児童・生徒が安心して学ぶための小・中学校施設の計画的な整備（推進）		

2　学校施設の有効利用と安全管理の徹底

2	学校施設の有効利用と安全管理の徹底	生涯学習課・学校教育課
これまでの主な事業 ● 社会教育団体等への学校開放 ● 月1回の学校施設安全点検の実施		
5年間の推進施策 学校施設の適切な管理と有効利用に向けて、月 1 回の学校施設安全点検の実施、社会教育団体等への学校開放を引き続き実施します。		
重点事業		
施設の適正な維持管理（推進）		

3　教材・教具・教育資料の整備

3	教材・教具・教育資料の整備	学校教育課
これまでの主な事業 ● 計画的な教具購入、備品台帳の整理 ● デジタル教科書の導入 ● パソコン、タブレットの整備 ● 校務支援システムの導入		
5年間の推進施策 次期学習指導要領を踏まえた教育を実践するため、学校間の差がでないよう、デジタル教科書の導入、ＩＣＴ機器（パソコン、タブレット等）の整備、教材・教具の更新を計画的に整備します。		
重点事業		
ＩＣＴ機器の機能性の整備・点検（推進）		

4　教職員のＩＣＴ指導力向上

4	教職員のＩＣＴ指導力向上	学校教育課
これまでの主な事業 ● 教職員のＩＣＴ指導研修 ● 企業、大学と連携した授業支援		
5 年間の推進施策 教職員のＩＣＴ指導力の向上のため、計画的な研修の受講支援とともに、プログラミング教育等の効果的な実施に向けた外部指導者の協力体制を検討します。		
重点事業		
教職員のＩＣＴ指導研修の実施（拡充）		

5　就園・就学の経済及び生活支援

5	就園・就学の経済及び生活支援	学校教育課
これまでの主な事業 ● 児童生徒就学援助費、特別支援就学奨励費、被災児童生徒就学援助費 ● 奨学金貸付制度		
5 年間の推進施策 子どもの貧困対策の推進に向けて、就学援助制度の周知徹底、面談や家庭訪問等を通じた家庭との連携を図るとともに、福祉分野と連携して児童手当や医療費等の経済的支援、ひとり親世帯の就労支援等を適切に実施します。		
重点事業		
就学援助事業の実施（拡充） 奨学金貸付制度の見直し（平成 32 年度から）（新規）		

基本目標２　循環型生涯学習社会の推進

施策２-１　生涯学習推進体制の充実

＜現状＞

「生涯学習」とは、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア、趣味等、様々な場や機会において市民が自主的に行う学習のこと。
誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を存分に発揮できる社会を「生涯学習社会」と呼ぶ。

○　本市の生涯学習活動は、公民館をはじめ、スポーツ施設、文化施設、学校を拠点に関係団体と連携した様々な活動や事業を展開し、市民の主体的で活発な学習活動の環境づくりに取り組んでいます。
○　生涯学習の新しい拠点として「次世代型図書館」の整備を進めています。
○　「生涯学習」の認知度（どのようなものか知っている）は、市民アンケートでは31.4％、保護者アンケートでは28.8％であり、「生涯学習」の理念が浸透しているといえない現状です（図）。

＜「生涯学習」の認知度（上：市民、問６　下：保護者、問 26）＞
（単位：％、ｎは回答者数）

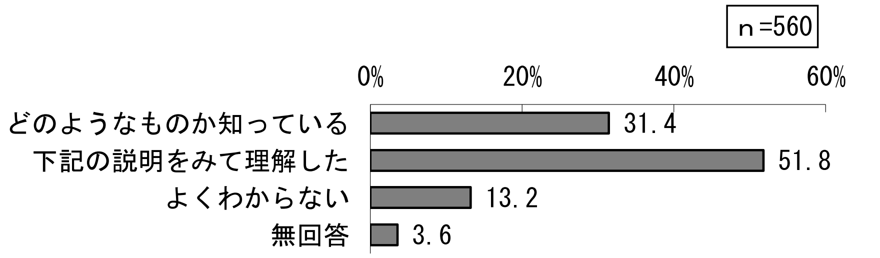

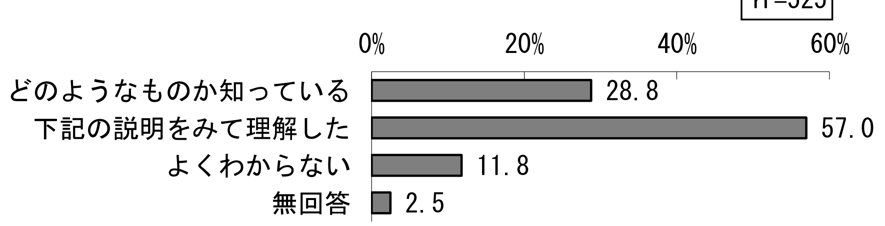

○　一方で、生涯学習に活動意欲のある割合（今の活動を続けたい＋新たに活動したい＋したいが、できない）は、市民アンケートでは57.1%、保護者アンケートでは62.3%です（図）。

○　このうち、生涯学習への活動意欲は女性や50歳代以上に高い意欲がうかがえます。また、30歳代、40歳代では「活動したいが多忙でできない」という割合が高まります。

＜生涯学習の活動意欲（上：市民、問10　下：保護者、問28）＞（単位：%、nは回答者数）

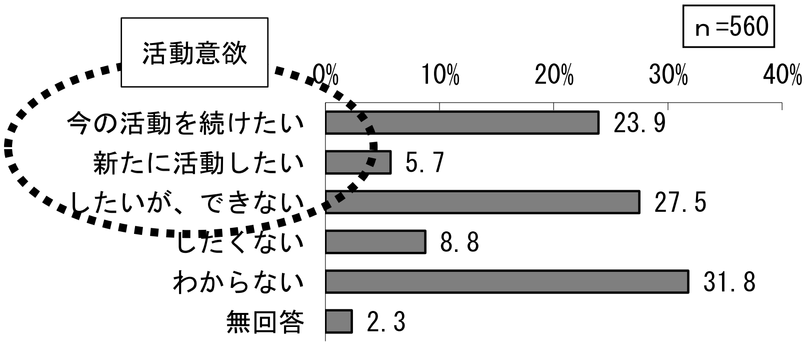

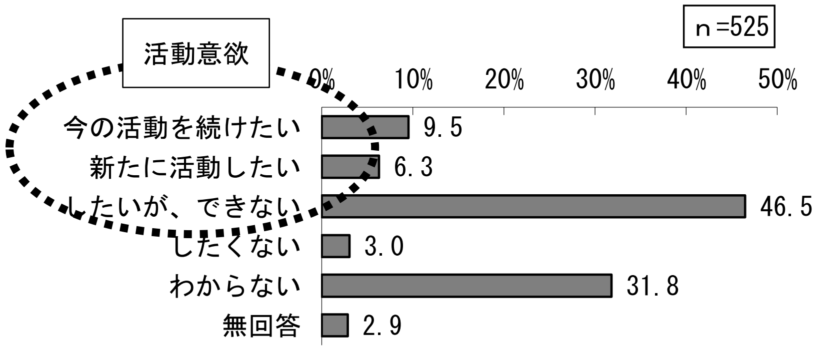

○　生涯学習の成果を還元するコミュニティ活動について、関係団体と連携しながら、より多くの機会を創出するよう、公民館を拠点に取り組んでいます。

○　市民アンケートでは、地域活動や市民活動（コミュニティ活動）への関心度は56.8%です（図）。

○　このうち、50歳以上の関心度が50～70%台と高くなっています。

＜市民、問11／地域活動や市民活動への関心度＞（単位：%、nは回答者数）

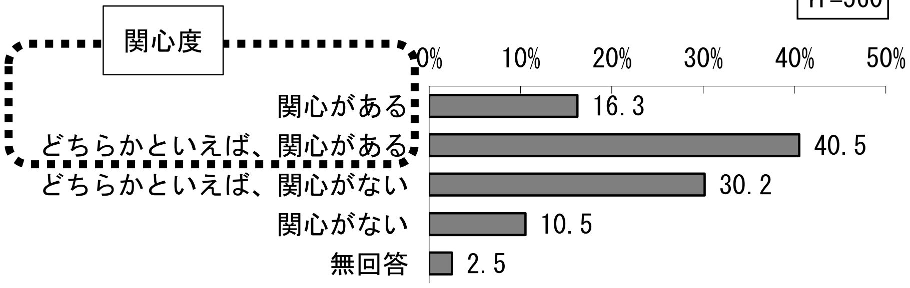

○　また、同じく市民アンケートでは、自分の知識・技能・経験を地域活動や市民活動に役立てる場合の課題は、「役立てることを考えたことがない」と「活かす段階に知識・技能・経験が達していない」が高くなっています（図）。

＜市民、問 13／自分の知識・技能・経験を地域活動等に役立てる際の課題＞
（単位：%、n は回答者数）

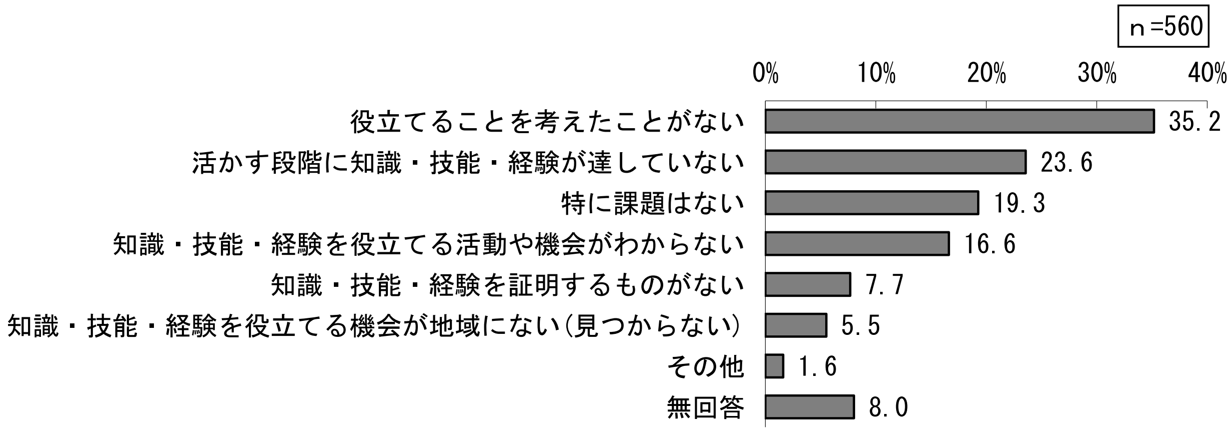

＜今後の課題＞

○　生涯学習活動に対する認知度や意識を高めること
○　市民の意見を反映した次世代型図書館の整備
○　公共施設等、管理計画に基づく学習拠点施設・設備の計画的な整備と機能充実
○　青少年健全育成に向けた適切な家庭支援、地域や関係団体との連携強化
○　移住や高齢化に伴い、増加が予想される様々な知識・技能・経験を持つ人材の発掘とリーダーの養成が必要
○　ボランティアの固定化・高齢化の解消、意欲のある人と地域活動を結び付ける仕組みの構築

＜5年間の推進施策＞

1　生涯学習推進基盤の整備

1	生涯学習推進基盤の整備	生涯学習課
これまでの主な事業 ● 全公民館に社会教育指導員の配置と資質の向上 ● 学校支援地域本部の設置 ● 視聴覚広報紙やホームページ等による生涯学習に関する情報発信、視聴覚機器の配備 ● 生涯学習施設の老朽化に伴う施設・設備の修繕・整備 ● 「次世代型図書館」の整備推進		
5 年間の推進施策 「富谷市生涯学習基本計画」を市民の自主的な生涯学習を活性化する環境の充実に向けて計画的に策定します。 生涯学習の成果を幅広い分野に波及させるため、保健・医療・福祉、防災、地域活動等の施策との一層の連携に取り組みます。 広報紙やホームページ等による生涯学習に関する積極的な情報発信に取り組みます。 すべての市民が親しみやすく使いやすく、そして自らが学ぶことで、「生きがい」や「心の豊かさ」を得る生涯学習の拠点として、また、関係機関との連携やＩＣＴを活用した地域情報の拠点として、「(仮称) 富谷市民図書館」整備計画を策定し、整備を推進します。		
重点事業		
（仮称）富谷市民図書館の整備（平成 33 年度開館）（新規）		

2　コミュニティ活動と生涯学習との連動

2	コミュニティ活動と生涯学習との連動	生涯学習課

これまでの主な事業

- 小学生高学年対象のイン・リーダー研修会
- 中学生・高校生対象のジュニア・リーダー育成事業
- 放課後子ども教室「富谷チャレンジキッズ」の実施
- 青少年健全育成地区連絡会活動、「少年の主張大会」の中学校での開催
- 成人式
- ふるさとまつり
- 子ども会活動支援事業

5年間の推進施策

各世代が気軽に集う機会や地域安全活動等、それぞれのコミュニティ活動の活性化に向けて、学校、地域、関係団体との一層の連携を図ります。

コミュニティ活動や協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」に生涯学習の成果を還元できるよう、それぞれの活動と連動したボランティアの育成、知識・技能・経験を持ち、意欲のある人材の発掘とリーダーを養成する事業の実施に取り組みます。

市民の意欲と地域貢献をつなぐ新たな仕組みづくりを検討します。

重点事業

地域を担うリーダー養成研修の実施（推進）
市民の意欲と地域貢献をつなぐ新たな仕組みづくりの検討（新規）

施策 2-2　公民館活動の充実

＜現状＞

○　全公民館に社会教育指導員を配置するとともに、中学校区の公民館に学校支援地域本部を設置し、公民館を中心に市民ニーズに応じた学習講座の開催や公民館の機能を生かしたコミュニティ活動の活性化を図っています。

○　市民が生涯学習の活性化に向けて最も期待する施策は、「生涯学習講座の充実や生涯学習に関する情報提供の充実」と「生涯学習拠点の増加（公民館、図書館、学校施設の開放等）」です（図）。

＜市民、問 15／生涯学習の活性化に期待する施策（上位項目）＞（単位：%、n は回答者数）

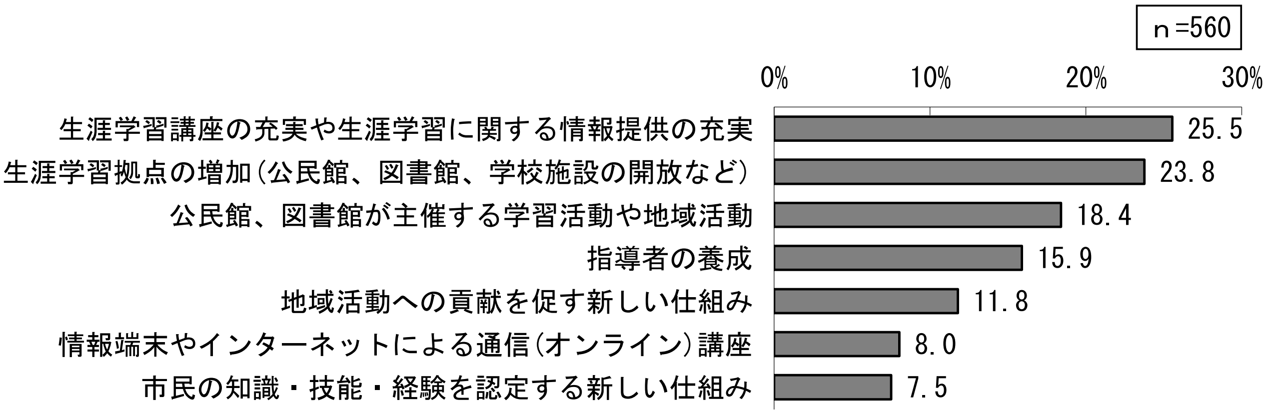

○　団体アンケートからは、公民館の設備の充実や、移動手段への支援（バス等）の希望が挙げられています。

＜今後の課題＞

○　健康、生きがい、子育てや介護等、市民の学習ニーズ（要望）に応え、多様な内容の学習講座や事業展開

○　公共施設等、管理計画に基づく学習拠点施設・設備の計画的な整備と機能充実

富谷中央公民館（出典：富谷市ホームページ）

＜5年間の推進施策＞

1　多様な学習講座と事業の展開

1	多様な学習講座と事業の展開	生涯学習課（公民館）
これまでの主な事業 ●　地域特性や地域住民のニーズに応じた講座の開催（各世代を対象とした事業、アンケートによるニーズ把握、講座企画担当者による情報交換） ●　各公民館まつり、「小さな小さな美術館」の開設（学習成果の発表の場の確保）		
5年間の推進施策 生涯にわたる学習活動の支援に向けて、学習の中核を担う社会教育指導員の配置を継続し、各世代のニーズに適した講座内容の工夫、参加者の利便性向上（託児の実施、土日や夜間の講座開設、移動支援、人が集まる場所で開催する出前講座等）、ＩＣＴを活用した学習情報の提供、地域人材を活用した専門講座や実験的な講座等、講座プログラムの充実と参加率向上に取り組みます。		
重点事業		
地域の多様なニーズに対応する生涯学習講座の実施（拡充）		

2　公民館の拠点機能の向上

2	公民館の拠点機能の向上	生涯学習課（公民館）
これまでの主な事業 ●　公民館登録サークル活動の支援 ●　学校支援地域本部及び地域コーディネーターの設置、ボランティアや公民館登録サークルの協力による、放課後子ども教室「富谷チャレンジキッズ」の実施 ●　図書室、大ホール、プレイルーム・世代間交流室、会議室、学習室等の個人や団体への貸し出し（貸館事業） ●　老朽化に伴う施設・設備の修繕		
5年間の推進施策 地域住民の主体的な活動の拠点として、サークル活動への支援、公平でより簡易な利用方法の工夫（インターネットによる公民館の予約状況の確認と予約システム導入等）、適切な利用者負担の検討に取り組みます。 放課後子ども教室「富谷チャレンジキッズ」の活性化に向けて、地域コーディネーターの人材確保、学校、公民館、ボランティアとの一層の連携を図ります。 市民の誰もが安全で快適に利用できる学習施設として、修繕に関する年次計画の策定、管理人の定期研修と管理業務の改善に取り組みます。		
重点事業		
施設の長寿命化計画の調査・策定（平成30～32年度）、実施（平成33年度から）（新規）		

基本目標3　芸術・文化の継承・創造、文化財の保存・活用

施策3-1　芸術・文化の継承・創造

＜現状＞

○　伝統行事の継承と市民主体の新しい文化の醸成に向けて、関係団体の活動支援、文化イベントの開催、学校教育と連携した後継者育成等に取り組んでいます。

○　市民アンケートによると、市の文化的環境への満足度は63.1%であり、ある程度、満足していると考えられます（図）。

＜市民、問18／市の文化的環境への満足度＞（単位：%、nは回答者数）

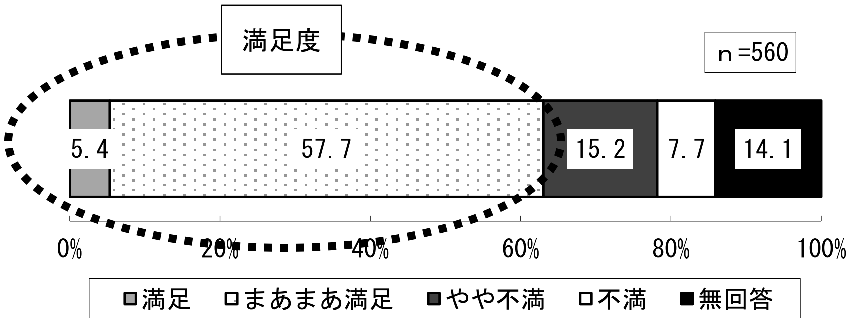

○　富谷市の伝統行事への参加意向は、市民アンケートでは48.8%、保護者アンケートでは53.3%です。市民アンケートからは10歳代の参加意向が70%台と高いことがわかります（図）。

＜富谷市の伝統行事への参加意向（上：市民、問20　下：保護者、問30）＞
（単位：%、nは回答者数）

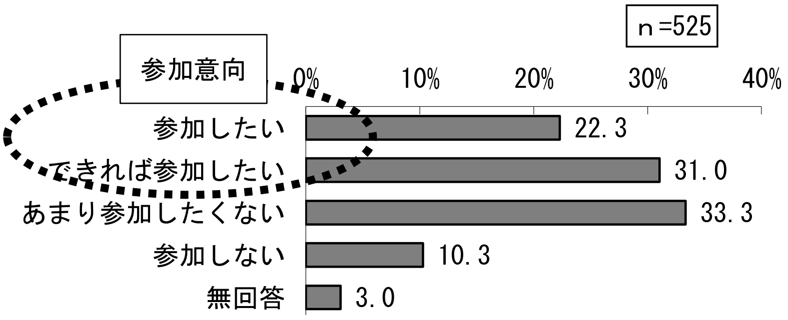

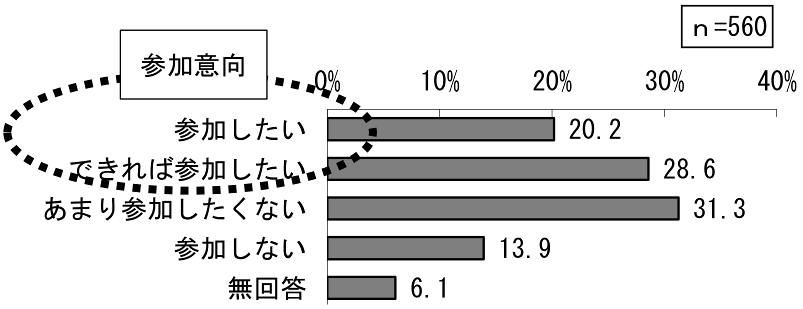

○　市民アンケートでは、芸術・文化活動の活性化に向けて市民が最も期待する施策は、「音楽祭、演劇祭、映画祭など、文化的行事の開催」です（図）。

＜市民、問 19／芸術・文化活動の活性化に期待する施策（上位項目）＞

（単位：%、n は回答者数）

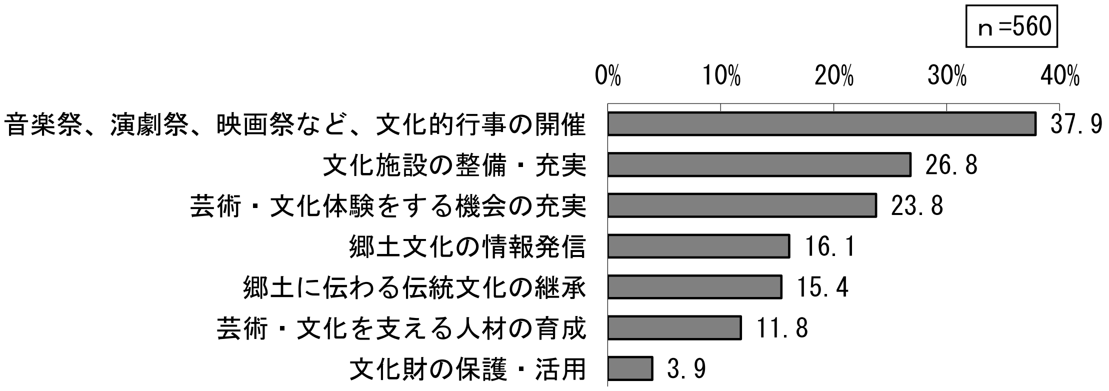

○　市民アンケート（自由意見）及び団体アンケートからは、文化施設の整備、情報提供への要望が挙げられています。

＜今後の課題＞

○　高齢化や余暇時間の増加により、市民の芸術・文化への意識やニーズは高まるため、それに応える学習講座や事業展開が必要

○　団体に所属しない市民も多く、芸術・文化団体の会員減少、高齢化、活動の固定化が引き続き課題

○　発表の機会や場所の確保、学校教育との連携が必要

＜5年間の推進施策＞

1　郷土の伝統文化の継承

1	郷土の伝統文化の継承	生涯学習課（民俗ギャラリー）
これまでの主な事業 ● 富谷の田植踊、榊流永代神楽、天津流南部神楽等の伝統芸能や伝統行事等の歴史的・文化的資源の音声、映像、写真等による記録保存 ● 学校、関係団体、地域と連携し、地域固有の伝統芸能の後継者の育成		
5 年間の推進施策 地域に根ざした伝統文化を守り、次代に伝承するため、学校、関係団体、地域と連携し、地域固有の伝統芸能の後継者育成に取り組みます。 伝統芸能や伝統行事の情報をあらゆる機会を通じて市内外に積極的に発信するとともに、伝統文化への意識啓発、伝統文化による地域活性化に取り組みます。		
重点事業		
伝統芸能の後継者育成（推進）		

2　市民主体の芸術・文化活動の活性化

2	市民主体の芸術・文化活動の活性化	生涯学習課・公民館
これまでの主な事業 ● 芸術文化団体の活動助成（富谷市芸術協会、富谷市文化協会、鼓響とおのみや太鼓） ● 各団体・サークルの育成と交流 ● 芸術・文化イベントの毎年開催（とみやふるさとまつり、とみやマーチングフェスティバル、各公民館まつり） ● 公民館の芸術・文化関連の学習講座、「小さな小さな美術館」の開催		
5 年間の推進施策 年間の様々なイベントの開催を通じて、市民の芸術・文化意識の啓発、団体同士の交流、成果を発表する機会の増加、新・旧住民の交流拡大を図り、芸術・文化活動の活性化と市民の一体感の醸成につなげます。 公民館を拠点にバラエティに富んだ多様な体験教室の開催、各種サークルへの活動支援の工夫、「小さな小さな美術館」の展示内容の視覚化とデータ保存に取り組みます。 「音楽のまち」としての魅力をより一層高めるため、とみやマーチングエコーズ及び小学校金管バンドの活動支援を図ります。 「地域をつなぐ開かれた独自性のある文化芸術の創造拠点」として文化施設の整備検討に向けて取り組みます。		
重点事業		
文化施設（文化芸術の創造拠点）の整備に向けた検討（新規） 芸術・文化活動団体の発表の支援（推進）		

施策 3-2　文化財の保存・活用

＜現状＞

○　郷土に伝わる有形、無形の文化財は本市固有の貴重な歴史的・文化的資源であることから、関係団体を支援し、文化財の保存と活用に取り組んでいます。

○　市民アンケートによると、富谷市の文化財（神楽、田植踊、天然記念物、有形文化財等を含む）への市民の関心度は29.1％です。いずれの年齢でも関心度は20～30％台であり、80歳以上では40％となっています（図）。

＜市民、問 21／富谷市の文化財への関心度＞（単位：％）

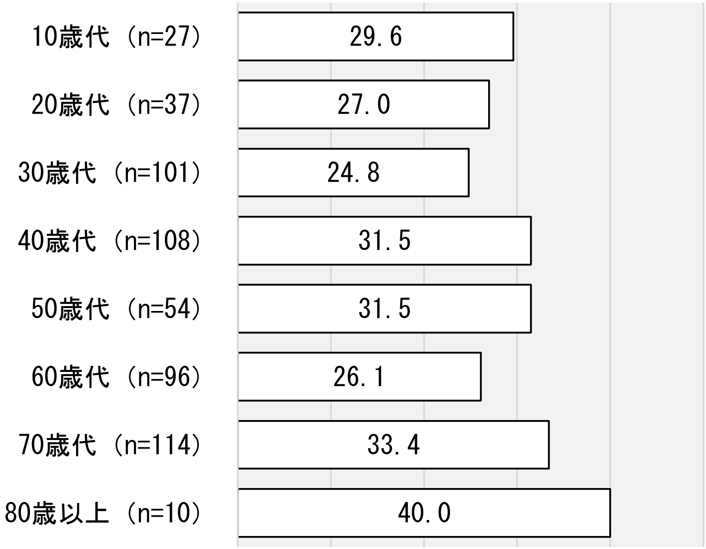

○　同じく市民アンケートでは、市の文化的環境の充実によって期待できる効果として、「子どもが心豊かに成長する」「地域に対する愛着が高まる」「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」等を挙げています（図）。

＜市民、問 22／市の文化的環境の充実によって期待できる効果（上位項目）＞
（単位：％、ｎは回答者数）

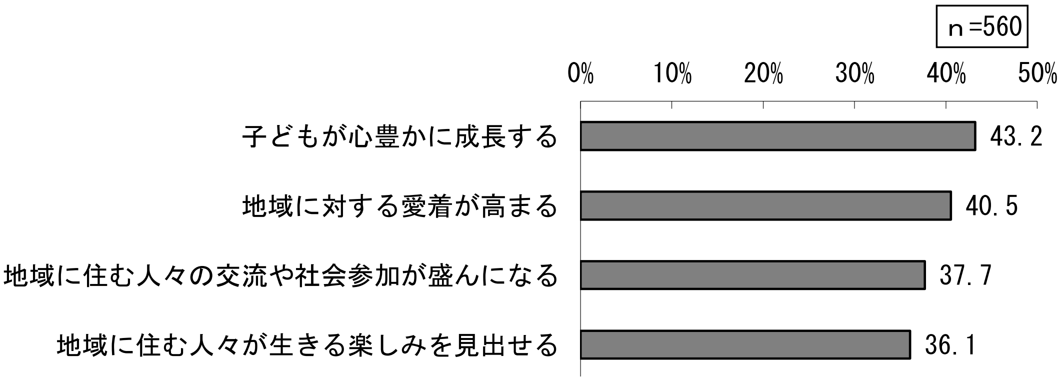

＜今後の課題＞

○ 学校教育や生涯学習への活用、郷土愛の形成、観光面での経済効果等、多面的な効果が期待できる歴史的・文化的資源の保護活用の継続
○ 地域固有の伝統芸能の後継者育成が急務

＜5年間の推進施策＞

1 文化財の保存・活用

1	文化財の保存・活用	生涯学習課(民俗ギャラリー)
これまでの主な事業 ● 富谷市民俗ギャラリー運営 ● 富谷の田植踊、榊流永代神楽、天津流南部神楽、代官松、かめ杉等の有形・無形の文化財、しんまち地区の宿場町の街並み等、歴史的・文化的資源の音声、映像、写真等による記録保存 ● 文化財の調査と管理、文化財パトロールの実施、文化財の周知		
5年間の推進施策 文化財の適切な保護と郷土の貴重な資源としての文化財の活用に向けて、富谷市民俗ギャラリーの設備改善と文化財保護への普及啓発とともに、老朽化した民俗ギャラリーの「(仮称)富谷まちづくり産業交流プラザ」内への移転を行います。 文化財の調査研究、歴史的資源の復元を進め、学校教育や生涯学習への活用として出前講座等を行い、郷土愛の形成、観光面での経済効果等の多面的な活用に取り組みます。		
重点事業		
民俗ギャラリーの効果的運営(推進)		

2 文化財保持団体の育成・支援

2	文化財保持団体の育成・支援	生涯学習課(民俗ギャラリー)
これまでの主な事業 ● 無形民俗文化財保持団体へ支援 ● 学校、関係団体、地域と連携し、地域固有の伝統芸能の後継者の育成		
5年間の推進施策 文化財保護の貴重な担い手である保持団体の存続に向けて、活動機会の確保と後継者育成を支援します。 地域に根ざした伝統文化を守り、次代に伝承するため、学校、関係団体、地域と連携し、文化財保護への意識啓発につなげます。 学校や生涯学習等の教育現場で文化財を活用し、あらゆる機会を通じて市内外に情報発信し、伝統文化による地域活性化に取り組みます。		
重点事業		
無形民俗文化財保持団体への支援(推進)		

基本目標４　生涯スポーツの推進

施策 4-1　生涯スポーツを楽しむ機会の充実

＜現状＞

○　本市ではとみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）や競技団体と連携し、各種スポーツ大会の開催、スポーツ教室の実施等を通じて、スポーツをする機会の充実に取り組んでいます。

○　富谷市総合計画では成人の週1回以上のスポーツ実施率の目標を50％（平成32年度）としています。これに対し、今回の市民アンケートでは、20歳以上で運動やスポーツを週1回以上している人は41.3％（20歳以上の回答者520人中、週3日以上＋週1～2日程度の回答者数215人）です。

○　運動している市民の運動やスポーツをする目的は、「健康、体力づくりのため」が最も高くなっています（図）。

＜市民、問 24 付問②／運動している市民の運動やスポーツをする目的（上位項目）＞
（単位：%、ｎは回答者数）

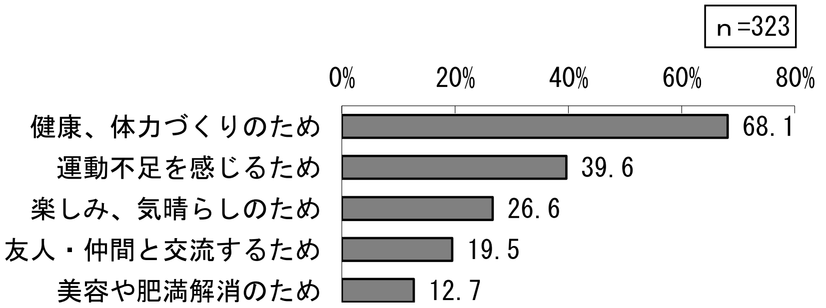

○　一方、30～40歳代が多い保護者アンケートによると、運動やスポーツをしていない理由に「仕事、家事・育児などで忙しい（時間がない）」と回答しています（図）。

＜保護者、問 28 付問／運動やスポーツをしていない理由（上位項目）＞
（単位：%、ｎは回答者数）

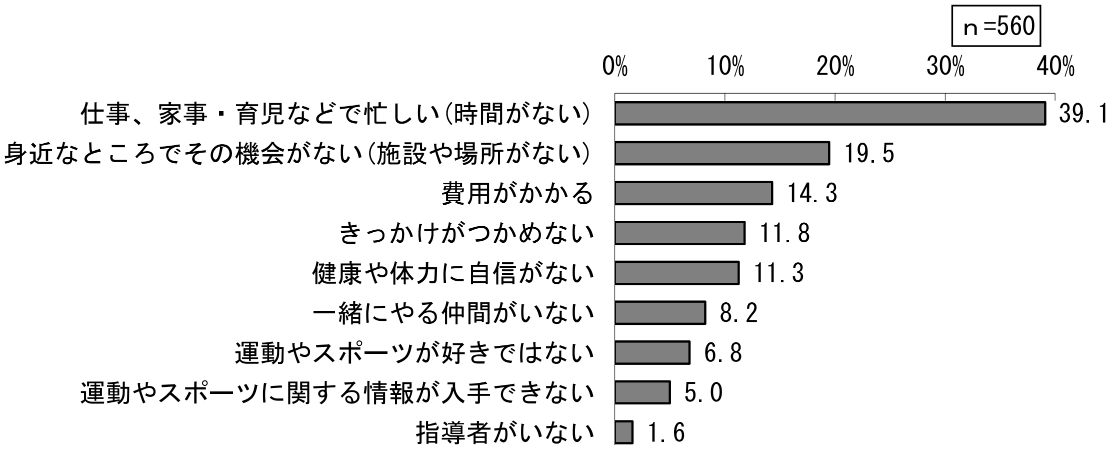

○　国はスポーツ立国の実現を目指し、スポーツを「する」だけでなく、一人ひとりの多様な楽しみ方を提唱しています。

○　市民が考えるスポーツの楽しみ方は、市民アンケートでは「自分でしたい」が最も高く、「見て楽しみたい」が続きます。保護者アンケートでは「自分でしたい」が最も高いのは同じですが、次に「応援して楽しみたい」を挙げています（図）。

＜スポーツの楽しみ方（上：市民、問33　下：保護者、問29）＞（単位：%、nは回答者数）

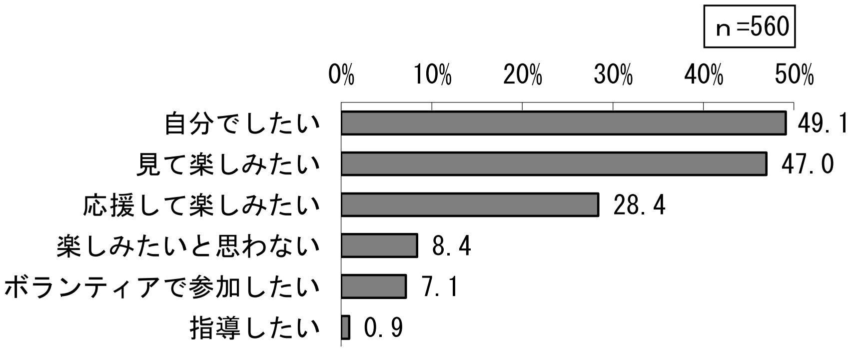

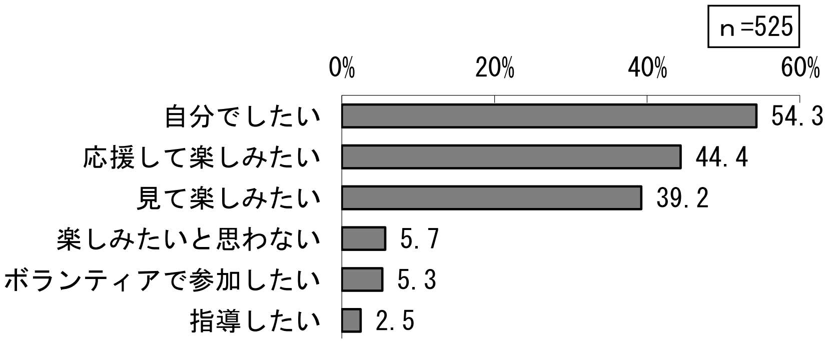

○　市民アンケートから、スポーツボランティアに意欲のある市民の割合（今もやっており、これからも続けたい＋今はやっていないが、これから始めたい）は17.1%です（図）。

○　このうち、スポーツボランティアに意欲のある割合が20%を超えるのは、男性、10歳代、20歳代、50歳代、80歳以上です。

＜市民、問37／スポーツボランティアに意欲のある割合＞（単位：%、nは回答者数）

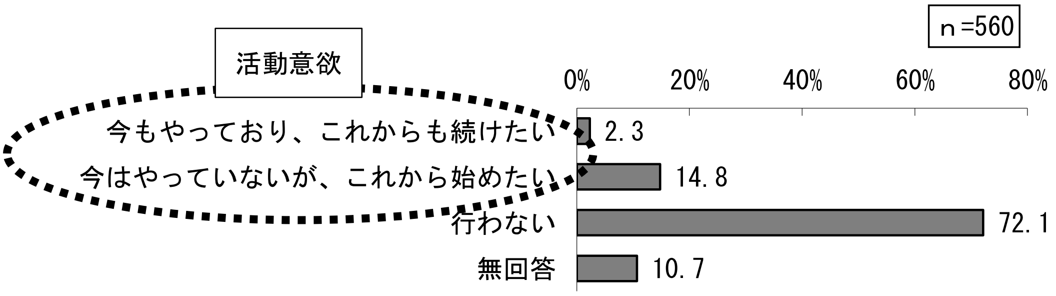

＜今後の課題＞

○　年齢、性別、心身の状態に応じて、運動やスポーツを楽しむ機会の拡充、障がい者スポーツの普及

○　スポーツ教室への新規参加者を増やす工夫（参加者の固定化解消）

○　参加者が減少傾向にある大会の見直しや、新規大会の検討が必要

○　するスポーツに加えて、支えるスポーツ（運営ボランティア）、みるスポーツ（観客、鑑賞）等、スポーツを自分らしく楽しむための啓発と機会の充実

○　全国規模の大会やプロスポーツとの連携による、スポーツを通じた市民の一体感や郷土愛の醸成

＜5年間の推進施策＞

1　健康・体力保持増進活動の充実

1	健康・体力保持増進活動の充実	生涯学習課

これまでの主な事業

- ３年毎に体力・運動能力調査（県事業）
- 月２回のトレーニング講習会、トレーニング室利用者対象に隔月2回の指導、トレーニング機器の更新（平成29年度から、とみやスポーツクラブ委託）

5 年間の推進施策

市民の健康志向の高まりに応えるため、とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）と連携し、年齢、性別、心身の状態等に応じて適切なトレーニングのできる機会の充実を図ります。

体力・運動能力調査（県事業）を定期的に実施し、トレーニングの成果と問題点を検証し、市民の健康増進や体力向上につながるよう、事業の見直しを図ります。

重点事業

トレーニング講習会の開催（推進）
トレーニング機器設置の整備（拡充）

2　コミュニティスポーツ活動の充実

2	コミュニティスポーツ活動の充実	生涯学習課

これまでの主な事業

- スポーツフェスティバルでニュースポーツ体験コーナーの実施、子ども会・ＰＴＡ行事等へのスポーツ推進委員派遣によるニュースポーツの普及
- 市主催のグラウンド・ゴルフ、卓球、バドミントン、バレーボール等の各種大会の開催、とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）委託事業で各種スポーツ教室を実施
- 市内小中学校、幼稚園・保育所への各種スポーツ指導者の派遣（とみやスポーツクラブ委託事業）
- 市民体育祭の開催

5 年間の推進施策

コミュニティスポーツ（ニュースポーツ、レクリエーション・スポーツ）の普及に向けて、より多くの市民が参加する各種スポーツ教室や各種大会への見直し、地域活動、幼稚園・保育所・小・中学校へのスポーツ推進委員派遣の増加、学校や地域との一層の連携に取り組みます。

スポーツを通じた世代間の幅広い交流を目指して、市民体育祭に代わる新たな事業を検討します。

学校、企業、関係団体と連携し、障がい児（者）スポーツの普及に取り組みます。

重点事業

スポーツ推進委員派遣事業の実施（拡充）

3　みるスポーツ、支えるスポーツの普及

3	みるスポーツ、支えるスポーツの普及	生涯学習課

これまでの主な事業

- 旧仙台ベルフィーユへの活動支援
- Ｖチャレンジリーグ公式戦の開催

5 年間の推進施策

より多くの人がスポーツを自分らしく楽しみ、スポーツを通じて市民の一体感や郷土愛の醸成を目指し、スポーツボランティア組織の設立（大会や事業の協力者、指導者、運営者等を含む）、プロスポーツ団体との共同事業の実施等に、地域や関係機関と連携して取り組みます。

重点事業

スポーツ競技大会の開催誘致（新規）
プロスポーツの練習場等の誘致（新規）

施策 4-2　指導体制の充実、競技スポーツの普及

＜現状＞

○　市民の生涯スポーツを支える環境づくりに向けて、スポーツ・レクリエーションを指導するスポーツ推進委員を委嘱し、地域活動や学校等に派遣して、正しい運動の仕方の普及と運動習慣の定着に取り組んでいます。

○　市民アンケートによると、行いたい運動やスポーツ活動は「散歩、ウォーキング」が最も高く、「球技スポーツなど」「レクリエーション・スポーツ」が続きます(図)。このうち、10歳代～30歳代は「球技スポーツなど」、40歳代以上は「散歩、ウォーキング」が高くなっています。

＜市民、問 26／行いたい運動やスポーツ活動（上位項目）＞（単位：%、n は回答者数）

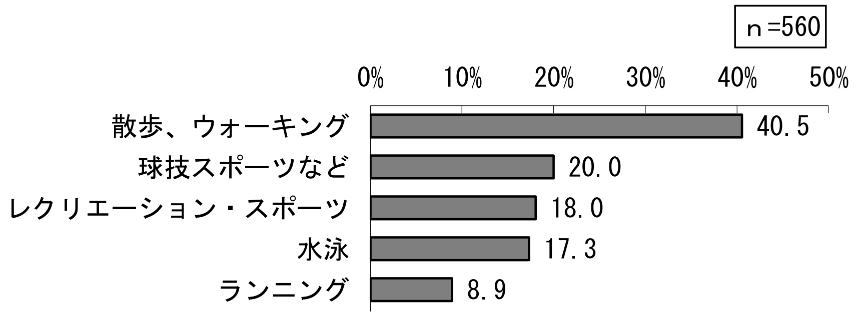

○　同じく市民アンケートでは、参加したいスポーツ行事は、「特にない」を除くと、「レクリエーション的行事」「スポーツ教室、スポーツ講習会など」が高くなっています（図)。

＜市民、問 28／参加したいスポーツ行事（上位項目）＞（単位：%、n は回答者数）

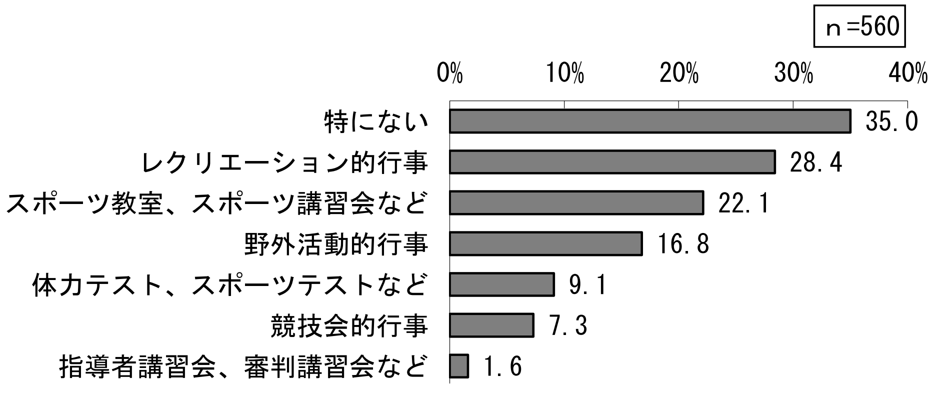

＜今後の課題＞

○　派遣要請の増加、委員自身の世代交代に対応するため、スポーツ推進委員の新規確保と養成を早急に検討が必要

＜5年間の推進施策＞

1　スポーツ・レクリエーション指導者の充実

1	スポーツ・レクリエーション指導者の充実	生涯学習課
これまでの主な事業 ● 様々な種目や競技レベルに対応できるスポーツ推進委員を養成、研修による資質向上を実施 ● 市内小中学校、幼稚園・保育所への各種スポーツ指導者の派遣（とみやスポーツクラブ委託事業） ● 子ども会・ＰＴＡ行事等へのスポーツ推進委員派遣によるニュースポーツ（レクリエーション・スポーツ）の普及		
5年間の推進施策 スポーツ推進委員の体制強化と資質向上を図るため、市スポーツ推進委員会や市体育協会と連携し、新規確保と養成方法の検討、スポーツ推進委員会議における情報共有や研修会を通じた指導者の資質向上に取り組みます。 「公認スポーツ指導者」の利用を図るため、宮城県体育協会との連携を図り、登録者制度の創設を推進します。		
重点事業		
「公認スポーツ指導者」登録者制度に向けた取り組み（拡充）		

2　競技スポーツの普及

2	競技スポーツの普及	生涯学習課
これまでの主な事業 ● 富谷市体育協会加盟団体、富谷市スポーツ少年団登録団体への活動支援 ● とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）委託事業として、各種スポーツ教室を実施 ● 各競技の世界大会・全国大会等の出場者への補助金交付		
5 年間の推進施策 2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とする競技スポーツの普及に向けて、とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）と連携した各種スポーツ教室の充実、プロスポーツ団体との共同事業の実施等に取り組みます。		
重点事業		
ニーズに即したスポーツ教室の開催（推進）		

施策 4-3　生涯スポーツを支える体制・環境の充実

＜現状＞

○　市民の生涯スポーツを応援するため、拠点施設の老朽化対策、運動機器の配備・更新を進めています。

○　平成23年4月にとみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を設立し、運営支援を行っています。

○　市民アンケートによると、「とみやスポーツクラブ（富谷総合型地域スポーツクラブ）」の認知度は20.2％であり、十分な認知度とはいえません（図）。

＜市民、問 30／「とみやスポーツクラブ」の認知度＞（単位：%、n は回答者数）

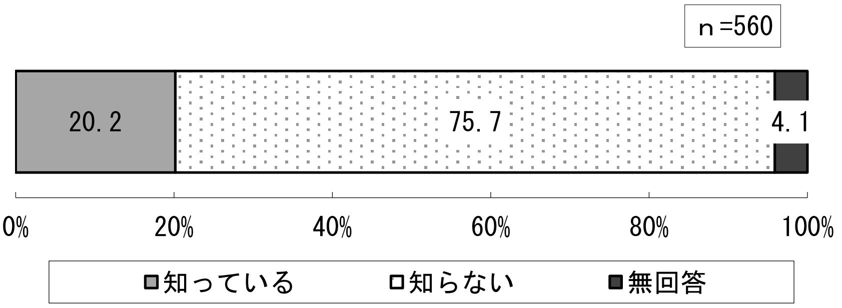

○　同じく市民アンケートでは、運動やスポーツの活性化に向けて期待する施策は、「スポーツ施設・設備の充実」が最も高く、「スポーツを通じた健康増進の普及」「スポーツに関する情報提供」が続きます（図）。

＜市民、問 35／運動やスポーツの活性化に期待する施策（上位項目）＞
（単位：%、n は回答者数）

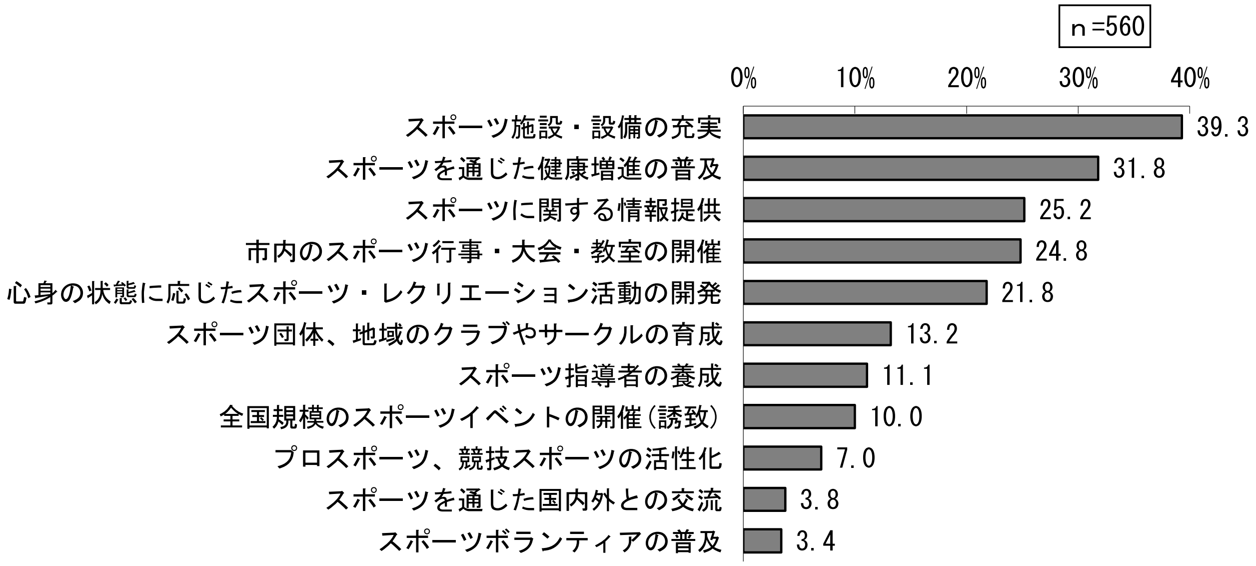

＜今後の課題＞

- ○　市民の多様なスポーツニーズに応えるため、とみやスポーツクラブの認知度向上、体制強化
- ○　公共施設等管理計画に基づくスポーツ施設・設備の計画的な整備と機能充実
- ○　新規登録団体が年々増加し、活動場所が不足。ニーズに対応する施設のネットワーク化が必要
- ○　スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、(仮称)「富谷市スポーツ推進計画」の策定

＜5年間の推進施策＞

1　スポーツの拠点施設の充実

<table>
<tr><td>1</td><td>運動拠点施設の充実</td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="3">これまでの主な事業
●　学校体育施設の開放
●　総合運動公園の定期点検や老朽化した施設の計画的整備
●　専門知識のあるスポーツクラブ委託による施設の管理・運営の調査・研究</td></tr>
<tr><td colspan="3">5 年間の推進施策
　市民のスポーツ施設に対するニーズに対応できるよう、計画的な整備・改修による利便性と安全性の向上、スポーツ施設の情報共有、学校体育施設の公平で効率的な利用促進に取り組みます。
　市民の健康志向に対し、誰でも気軽にウォーキングが行える環境整備に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="3">重点事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">ウォーキングに関する環境整備（新規）
スポーツ施設・設備の計画的な整備（拡充）</td></tr>
</table>

2　生涯スポーツを支える体制の充実

2	生涯スポーツを支える体制の充実	生涯学習課
これまでの主な事業 ● 富谷町スポーツ振興基本計画の策定（平成23年度） ● とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の設立（平成23年4月）と運営支援 ● 市体育協会、市スポーツ少年団への活動支援 ● ホームページ、広報によるスポーツ情報の発信 ● スポーツ推進審議会の設置		
5年間の推進施策 　市民の生涯スポーツの意識啓発に向けて、ホームページ、広報に加えて、FaceBook等も活用し、市民一人ひとりのニーズに応じたタイムリーな情報発信に取り組みます。 　多くの市民の生涯スポーツを支える体制の充実に向けて、スポーツ推進委員や体育協会をはじめ、各種スポーツ少年団、幼稚園・保育所・小・中学校、高等学校との一層の連携に取り組みます。また、生涯スポーツ・競技スポーツを振興するため、総合型地域スポーツクラブ活動の支援に取り組みます。 　新たな（仮称）「富谷市スポーツ推進計画」の策定に向けて取り組みます。 　生涯スポーツの効果を幅広い分野に波及させるため、保健・医療・福祉、防災、地域活動等の施策との一層の連携に取り組みます。		
重点事業		
（仮称）「富谷市スポーツ推進計画」の策定（新規） 組織間の連携強化（拡充）		

富谷市総合運動公園（富谷スポーツセンター・富谷武道館）

（出典：富谷市ホームページ）

参考資料

（1）富谷市教育振興基本計画策定委員会条例

（設置）

第１条　教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定に基づき，富谷市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため，富谷市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　策定委員会は，委員１０人以内で組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　児童又は生徒の保護者

⑶　学校教育関係者

⑷　社会教育関係者

⑸　その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は，審議が終了する日までとする。ただし，当該審議が終了する前に委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は，その日までとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選により定める。

２　委員長は，会務を総理し，策定委員会を代表する。

３　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　策定委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。

２　策定委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　策定委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聴き，又は説明を求めることができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか，策定委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が策定委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

（2）富谷市教育振興基本計画策定委員会委員

（最終案で掲載）

（3）策定経過

年月日	会議等	主な事項
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回策定委員会	○　委員長選出 ○　計画の策定方針の検討 ○　市の教育行政にかかる意見交換
7～8 月	現行事業状況調査の実施（庁内調査） 各種アンケート調査票（調査内容）の検討	
9 月 27 日	第 2 回策定委員会	○　現行事業状況調査の結果報告 ○　中長期的な動向を踏まえた課題、教育方向性の検討
9～10 月	各種アンケートの実施（9 月）、集計分析（10 月） 上記を踏まえた、計画（原案）の立案	
11 月 13 日	第 3 回策定委員会	○　各種アンケートの結果報告 ○　計画（原案）の協議
11 月～12 月	策定委員会の意見等を踏まえた、計画（中間案）の立案	
12 月 18 日	第 4 回策定委員会	○　計画（中間案）の協議 ○　パブリックコメント実施方法の検討

（予定）

12 月 28 日～ 平成 30 年 1 月 18 日	「富谷市教育振興基本計画（パブリックコメント案）」に対する意見募集（パブリックコメント） 上記結果を踏まえた、計画（最終案）の立案	
2 月 8 日	第 5 回策定委員会	○　パブリックコメント結果報告 ○　計画（最終案）の協議・決定
2 月下旬～3 月	教育委員会	○　市議会、総合教育会議との調整 ○　計画決定、次年度推進体制の構築